

厚真町耐震改修促進計画

平成20年 3 月

厚真町

目 次

1. 計画の目的	1
2. 厚真町の耐震化の現況の課題	3
3. 想定地震と被害予測	4
4. 住宅・建築物の耐震化の状況	13
5. 関連計画の整理	15
6. 住民意向	19
7. 耐震改修促進のための課題	41
8. 基本目標	44
9. 施策の展開方針	50
10. 重点的に取り組む施策	59
11. 計画の推進に向けた今後の検討課題	62
■資料	63

1. 計画の目的

(1) 計画の背景

平成7年の阪神・淡路大震災（兵庫県南部地震）の被害を踏まえ、同年10月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下耐震改修促進法という）が制定されました。

さらに、近年の大地震の発生と被害状況を受けて、平成17年9月の中央防災会議において住宅及び多数のものが利用する建築物（※）の耐震化率を平成27年までに9割を目標とすることが示されると共に、耐震改修促進法の改正が行われ、地方公共団体における耐震改修促進計画の策定が義務づけられました。

北海道においても平成18年12月に「北海道耐震改修促進計画」を定め、平成27年度を目標に北海道における住宅及び多数のものが利用する建築物の耐震化率を9割と決めました。

（※）多数のものが利用する建築物：耐震改修促進法第6条第1号に掲げる一定規模以上の学校、病院、社会福祉施設等

(2) 計画の目的

厚真町は、過去4回の地震（十勝沖地震や釧路沖地震の震度4から震度6）により町民、住宅等建物や財産に大きな被害を受けました。

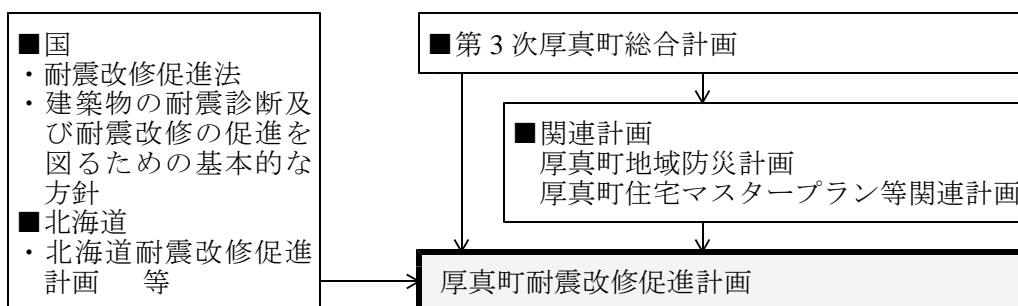
厚真町耐震改修促進計画（以下「促進計画」という）は、北海道耐震改修促進計画を基にしながら将来発生すると予想される大地震が発生した場合の建築物の倒壊などの被害及びこれに起因する生命・身体・財産の被害を未然に防止するため、既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進することにより、厚真町内における建築物の耐震性向上を図り、安全で安心な暮らしを実現することを目的とします。

(3) 計画の位置づけ

本計画は、耐震改修促進法第5条第7項に基づき定めるものとします。

本計画は、耐震改修促進法その他、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年1月25日国土交通省184号）」や「北海道耐震改修促進計画（平成18年12月 北海道）」を踏まえるとともに、総合計画等と整合を図りつつ定めます。

図1-1 計画の位置づけ



(4) 計画期間

計画期間は平成 20 年度から平成 27 年度とします。なお、社会情勢等が大きく変化するなど見直しの必要性が生じた場合は、適宜見直しを行います。

(5) 対象区域と対象建築物

計画対象区域は、厚真町行政区域全域とします。

対象とする建築物は、建築基準法における新耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日施行）以前に建てられた既存の住宅・建築物とします。

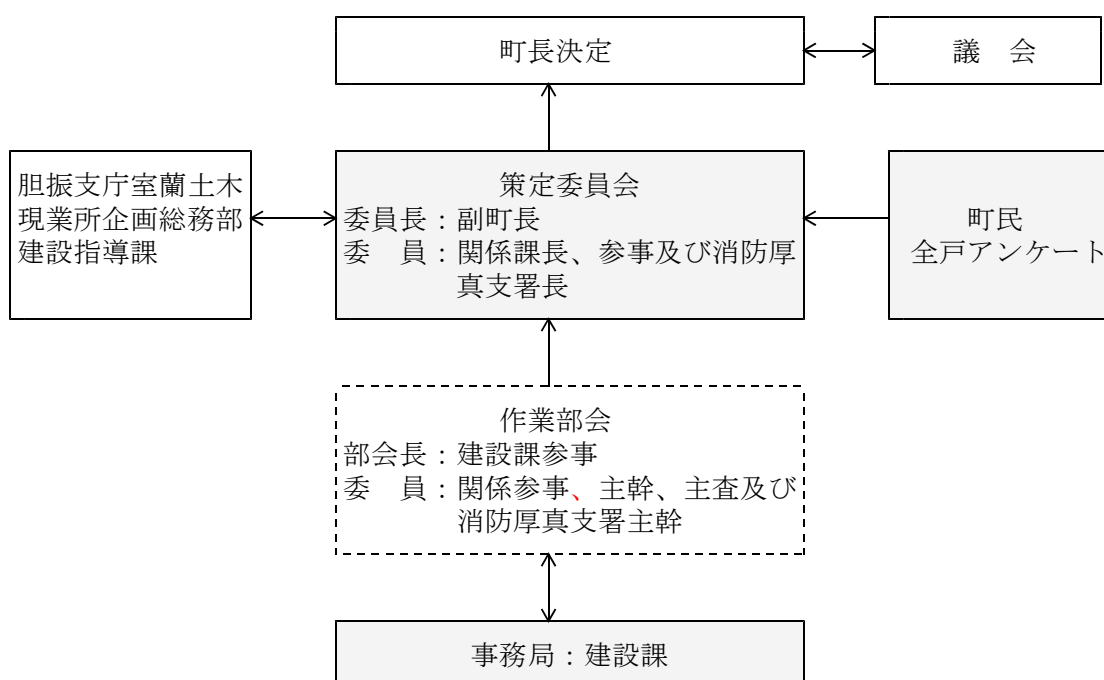
(6) 策定体制

本計画は、副町長を委員長とする厚真町耐震改修促進計画策定委員会の審議を経て策定しました。策定体制は以下に示すとおりです。

また、町内の全戸配布のアンケートを配布し、町民意見の把握を行いました。

アドバイザーとして、北海道胆振支庁室蘭土木現業所企画総務部建設指導課の助言を頂きました。（64 頁 資料 1. 策定の推進体制参照）

図 1 - 2 策定体制



2. 厚真町の耐震化の現況と課題

(1) 厚真町におけるこれまでの地震被害

過去の厚真町における地震被害は以下のとおりです。平成 15 年の十勝沖地震では過去最大の被害を受けました。

表 2 - 1 厚真町の過去の地震被害

年月日	地震被害の概要
昭和 27・3・4	十勝沖地震による災害（震度 6） 死者 1 名 重傷 1 名、軽傷 1 名、全倒壊 35 棟、半壊 36 棟、小壊 141 棟 被害総額 146,386 千円
昭和 43・5・16	十勝沖地震による災害（震度 6） 重傷 1 名、軽傷 2 名、住宅一全倒壊 5 棟、半壊 26 棟、一部破損 611 棟 損害金額 28,900 千円 非住宅一全半壊 10 棟 損害金額 1,020 千円
平成 5・1・15	釧路沖地震による災害（震度 4） 住宅一部破壊 1 棟、非住宅半壊 1 棟、農業関連その他 3 件、道路 5 箇所、衛生施設 1 箇所、商工 17 件、学校 2 件、被害総額 4,420 千円
平成 15・9・26	十勝沖地震による災害（震度 5 強） 軽傷 3 名、住宅一部破壊 13 棟、農業被害 19 件、土木被害 34 件、衛生被害 10 件、商工被害 12 件、公立文教被害 4 件、社会教育施設 5 件、社会福祉施設 2 件、その他 30 件 被害総額 892,520 千円

図 2 - 1 平成15年9月26日の十勝沖地震による厚真町の建物の被害



A 会館の袖壁の損傷



B 倉庫の筋交いの座屈

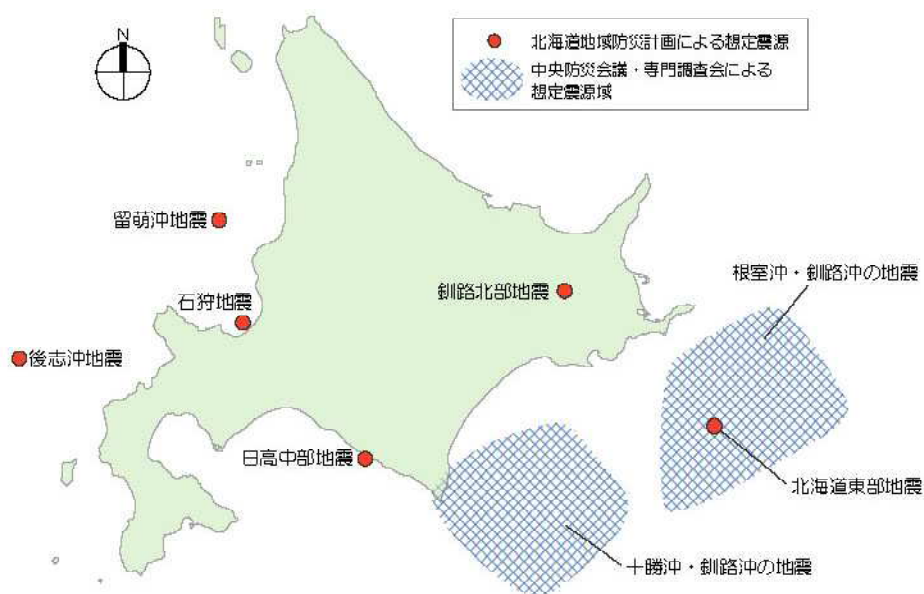
3. 想定地震と被害予測

(1) 想定される地震規模

北海道において想定される地震は、海溝型地震が主である北海道地域防災計画、中央防災会議で想定された8想定地震があり以下のとおりとなっています。

想定地震名	位置	規模
北海道東部地震	点震源：北緯 42.50 度 東経 146 度	M 8.25
釧路北部地震	点震源：北緯 43.50 度 東経 144.5 度	M 6.50
日高中部地震	点震源：北緯 42.25 度 東経 142.5 度	M 7.25
石狩地震	点震源：北緯 43.25 度 東経 141.25 度	M 6.75
留萌沖地震	点震源：北緯 44.00 度 東経 141 度	M 7.00
後志沖地震	点震源：北緯 43.00 度 東経 139 度	M 7.75
十勝沖・釧路沖の地震	面震限：十勝・釧路沖の断層域	M 8.20
根室沖・釧路沖の地震	面震限：根室・釧路沖の断層域	M 8.30

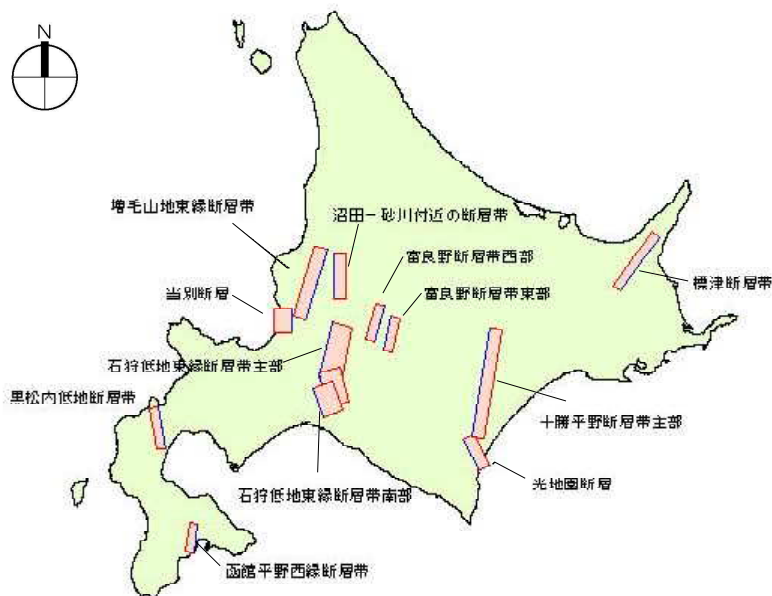
図3-1 北海道地域防災計画、中央防災会議の想定地震の位置



また、内陸型活断層である地震調査研究推進本部の12想定地震があり、以下のとおりとなっています。

断層の名称	断層モデル	マグニチュード
標津断層帯	標津断層帯	M 7.7
十勝平野断層帯	十勝平野断層帯主部	M 8.0
	光地園断層	M 7.2
富良野断層帯	富良野断層帯西部	M 7.2
	富良野断層帯東部	M 7.2
増毛山地東縁断層帯	増毛山地東縁断層帯	M 7.8
	沼田－砂川付近の断層帯	M 7.5
当別断層	当別断層	M 7.0
石狩低地東縁断層帯	石狩低地東縁断層帯主部	M 8.0
	石狩低地東縁断層帯南部	M 7.1
黒松内低地断層帯	黒松内低地断層帯	M 7.3
函館平野西縁断層帯	函館平野西縁断層帯	M 7.3

図3-2 地震調査研究推進本部の断層位置



さらに、本計画策定のため北海道立北方建築総合研究所から提供されたデータでは、以下の地震が想定されています。

表 3-1 北海道立北方建築総合研究所による想定地震別震度（役場周辺*1）

想定地震名	石狩地震	北海道東部地震	釧路北 部地震	日高中 部地震	留萌沖 地震	後志沖 地震	十勝沖・釧 路沖の地震	根室沖・釧路 沖の地震
震度*2 (役場周辺)	4	3	2	5弱	5弱	4	5強	4

* 1 厚真町京町 1 2 0 番地

* 2 気象庁の震度階級による、以下同様

表 3-2 地震調査研究推進本部の想定地震による震度（役場周辺）

断層の名称	標津断層帯	十勝平野断層帯主部		富良野断層帯		増毛山地東縁断層帯		当別断層帯	石狩低地東縁断層帯		黒松内低地断層帯	函館平野西縁断層帯
		十勝平野断層帯主部	光地園断層帯	富良野断層帯西部	富良野断層帯東部	増毛山地東縁断層帯	沼田一砂川付近の断層帯		石狩低地東縁断層帯主部	石狩低地東縁断層帯南部		
震度 (役場周辺)	3	5強	4	5弱	5弱	5弱	5弱	4	6強	6強	4	4

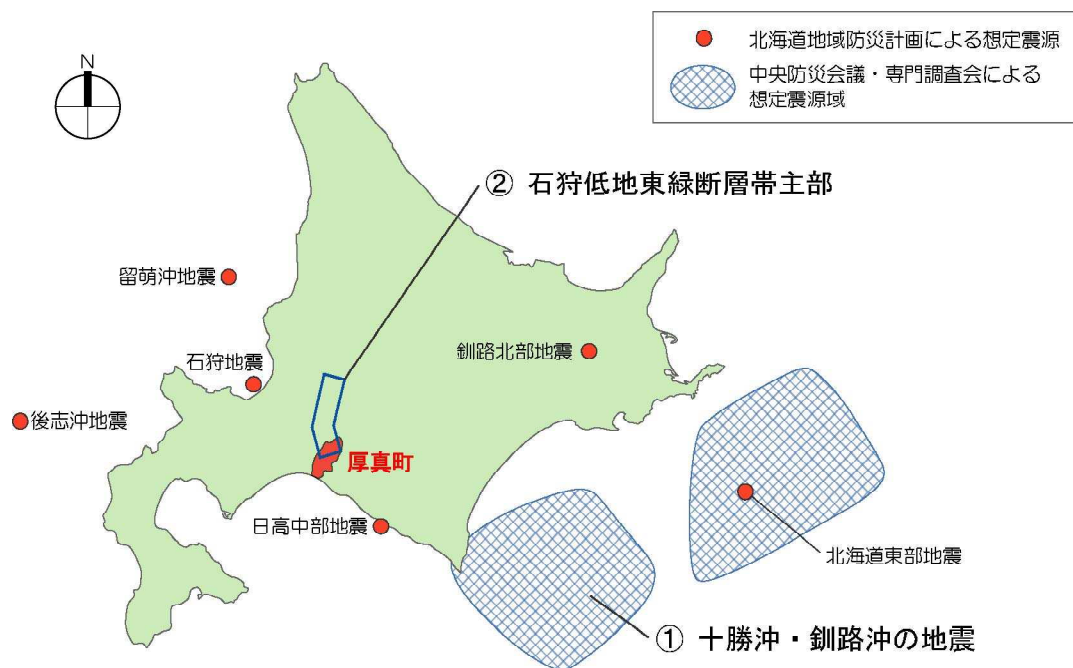
一方、中央防災会議では、地震に対応する活断層が認められていない規模の上限として、①過去の事例（マグニチュード 6.5 以下はほとんどみられない、6.8 はみられないものもある）や、②防災上の観点（全ての地域で何時地震が発生するかわからないとして防災対策上の備えが必要）から、マグニチュード 6 位の最大である 6.9 を想定しています。そこで、全国どこでも起こりうる直下の地震として、全ての評価単位の直下にマグニチュード 6.9 の地震を想定します。

厚真町において想定される地震で規模の大きいものは、「十勝沖・釧路沖の地震」、「石狩低地東縁断層帯主部」、「全国どこでもおこりうる直下の地震」の3種類の地震と設定しました。

表3-3 本計画における3つの想定地震

想定地震	内容	平均震度 (役場付近)
①十勝沖・釧路沖の地震	・北海道、中央防災会議の想定地震 ・マグニチュード8.2の地震を想定	震度5強
②石狩低地東縁断層帯主部の地震	・地震調査研究推進本部の想定地震 ・マグニチュード8.0の地震を想定	震度6強
③全国どこでも起こりうる直下の地震	・中央防災会議による想定に基づく地震 ・マグニチュード6.9の地震を想定	震度6強

図3-3 想定される地震(厚真町)



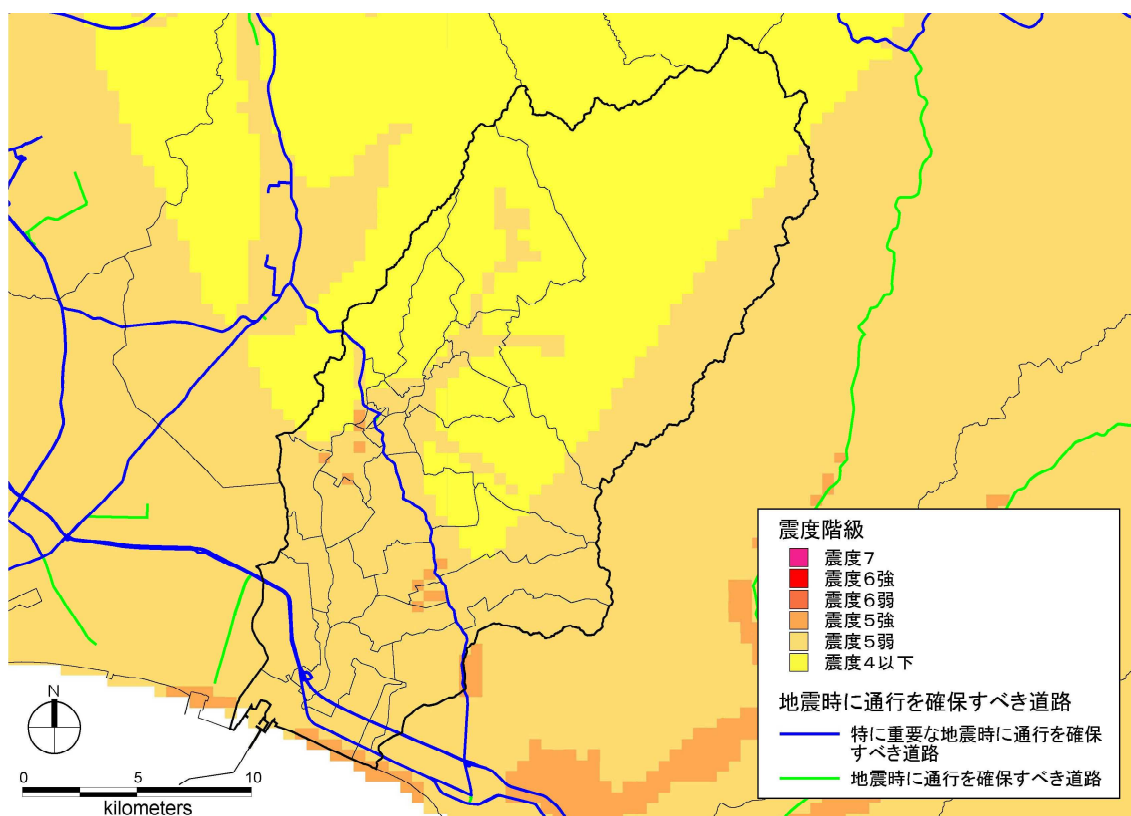
(2) 地震別に見た建築物被害想定

①厚真町における震度分布

①-1. 十勝沖・釧路沖の地震

十勝沖・釧路沖地震は、想定する3つの地震の中で、本町において最もおこる可能性が高いと予想されます。震度は、海岸沿いや一部の地域で最も強い震度5強、道道千歳鶴川線以南の地域で震度5弱、北部は震度4以下と推定され、想定される3つの地震の中では最も震度が小さく想定されています。

図3-4 十勝沖・釧路沖地震の震度分布

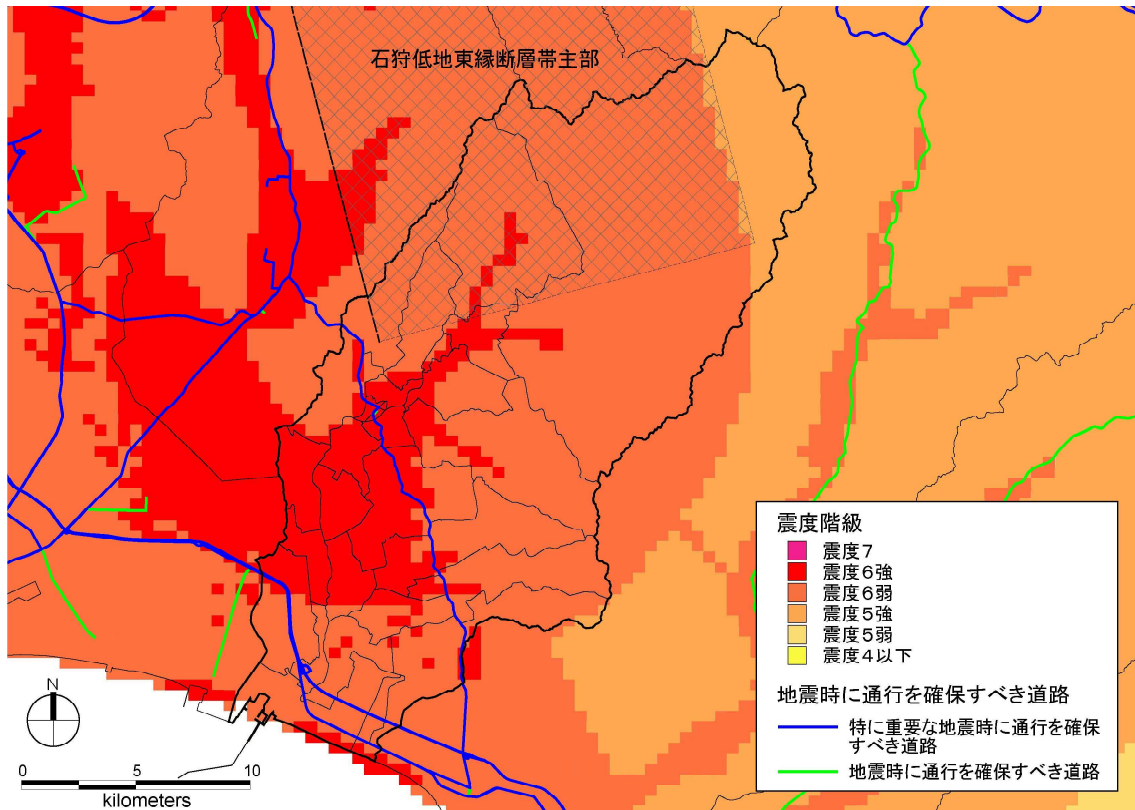


①-2. 石狩低地東縁断層帯主部による地震

石狩低地東縁断層帯主部による地震は、震度は震度6弱及び6強と、想定される3つの地震の中では最も震度が大きく想定されています。

震度分布では、錦町、本郷、共栄、豊沢、豊川といった中心部から西部にかけての地域と海岸部で震度6強の強いゆれが想定され、その他の地域でも震度6弱のゆれが想定されます。

図3-5 石狩低地東縁断層帯主部による地震の震度分布

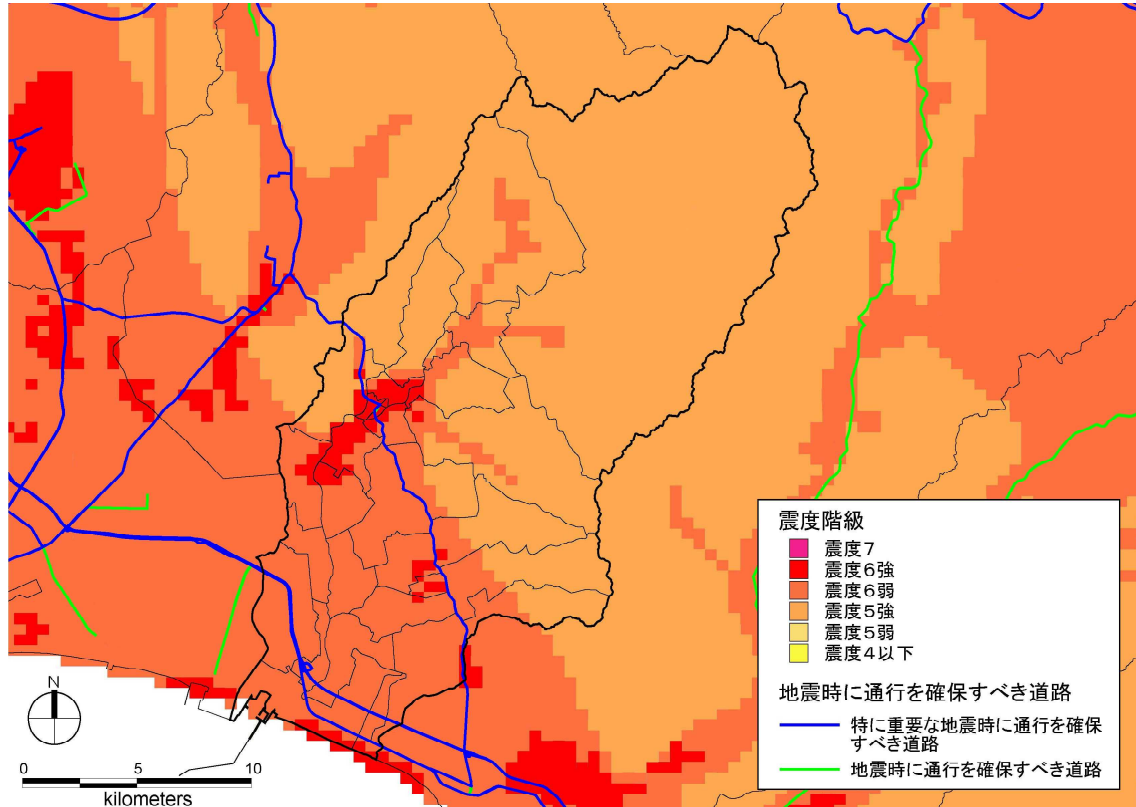


①-3. 全国どこでも起こりうる直下の地震

全国どこでも起こりうる直下の地震では、震度5強から震度6弱と予想され、想定される3つの地震の中では石狩東縁断層帯主部による地震に次いで、震度が大きく想定されています。

震度分布では中心部から厚真川沿いの地域と海岸部が震度6強と最もゆれが大きく、道道千歳鶴川線以南が震度6弱、北部が震度5強と想定されます。

図3-6 全国どこでも起こりうる直下の地震の震度分布



②3つの想定地震による建物の倒壊想定

本町で最も頻繁におこるであろう十勝沖・釧路沖の地震では、全壊棟数なし、半壊棟数 3.7 と被害が微少であるという推計結果になっています。住宅でみると、全壊棟数なし、半壊棟数 1.2 という推計結果になっています。

石狩低地東縁断層帯主部による地震では、3種類の地震の中で最も被害が大きくなり、全体では全建物件数 5,700 件に対して、全壊棟数は 1,190.5 件 (20.9%)、半壊棟数は 1,388.4 件 (24.4%) と合わせると 45.3%の建物が被害を受けることが予想されます。また、住宅でみると、全住宅件数 2,294 件に対して、全壊棟数は 566.3 件 (24.7%)、半壊棟数は 662.9 件 (28.9%) と合わせると 53.6%と半数が被害を受けることが予想されます。

同様に、全国どこでも起こりうる直下の地震では、全体では全建物件数 5,700 件に対して、全壊棟数は 414.5 件 (7.3%)、半壊棟数は 1,211.6 件 (21.3%) と合わせると 28.6%の建物が被害を受けることが予想され、石狩低地東縁断層帯主部による地震に比較して、全壊の被害が少なくなっています。また、住宅でみると、全住宅件数 2,294 件に対して、全壊棟数は 184.7 件 (8.1%)、半壊棟数は 565.8 件 (24.7%) と合わせると 32.8%の住宅が被害をうけることが予想されます。

③3つの想定地震による死傷者の想定（全体で想定）

死傷者数は倒壊率と地区別の人口から計算しているため、住宅と住宅以外でわけることができませんので、全体で想定します。

本町で最も頻繁におこるであろう十勝沖・釧路沖の地震では、死者数 0、負傷者数も 0.2 という結果になっています。

石狩低地東縁断層帯主部による地震では、死者数 11.3 人、負傷者数 78.2 人、うち重傷者数 4.3 人、軽傷者数 73.9 人と推計され、死者数が3種類の地震で最も多く出ることが予想されます。

同様に、全国どこでも起こりうる直下の地震では、死者数は 4.1 人と石狩低地東縁断層帯主部による地震より少なくなりますが、負傷者数が 102.8 人、うち重傷者数 6.4 人、軽傷者数 96.4 人と3種類の地震では最も多く負傷者が出ると予想されます。

表 3-4 構造別建築年次別件数（件数ベース）

		木造				非木造				合計				
		～1961	1962～1981	1982～	合計	～1961	1962～1981	1982～	合計	～1961	1962～1981	1982～	合計	
住宅	件数	302	797	769	1,868	95	93	238	426	397	890	1,007	2,294	
	割合	16%	43%	41%	100%	22%	22%	56%	100%	17%	39%	44%	100%	
	民間 戸建て	件数	302	738	733	1,773	95	21	62	178	397	759	795	1,951
		割合	17%	42%	41%	100%	53%	12%	35%	100%	20%	39%	41%	100%
	民間 共同建て	件数	0	8	18	26	0	4	6	10	0	12	24	36
		割合	0%	31%	69%	100%	0%	40%	60%	100%	0%	33%	67%	100%
公共	件数	0	51	18	69	0	68	170	238	0	119	188	307	
	割合	0%	74%	26%	100%	0%	29%	71%	100%	0%	39%	61%	100%	
非住宅	件数	539	626	487	1,652	400	560	794	1,754	939	1,186	1,281	3,406	
	割合	33%	38%	30%	100%	23%	32%	45%	100%	28%	35%	38%	100%	
	内公共	件数	3	16	34	53	11	21	67	99	14	37	101	152
割合		6%	30%	64%	100%	11%	21%	68%	100%	9%	24%	66%	100%	
合計	件数	841	1,423	1,256	3,520	495	653	1,032	2,180	1,336	2,076	2,288	5,700	
	割合	24%	40%	36%	100%	23%	30%	47%	100%	23%	36%	40%	100%	
	内公共	件数	3	67	52	122	11	89	237	337	14	156	289	459
割合		3%	55%	43%	100%	3%	26%	70%	100%	3%	34%	63%	100%	

表3-5 3種類の想定地震による建物倒壊の被害推計

		十勝沖・釧路沖	石狩低地東縁断層帯主部	全国どこでも起こりうる直下の地震
住宅	全壊棟数	0.0	566.3	184.7
	半壊棟数	1.2	662.9	565.8
	計	1.2	1,229.2	750.5
非住宅	全壊棟数	0.0	624.2	229.8
	半壊棟数	2.5	725.5	645.8
	計	2.5	1,349.7	875.6
合計	全壊棟数	0.0	1,190.5	414.5
	半壊棟数	3.7	1,388.4	1,211.6
	合計	3.7	2,578.9	1,626.1

表3-6 3種類の想定地震による建物倒壊による人的被害推計

	十勝沖・釧路沖	石狩低地東縁断層帯主部	全国どこでも起こりうる直下の地震
死者数	0.0	11.3	4.1
負傷者数	0.2	78.2	102.8
重傷者数	0.0	4.3	6.4
軽傷者数	0.2	73.9	96.4

図3-7 平成15年9月26日の十勝沖地震による厚真町の建物の被害



C 中学校の壁のひび割れ



C 中学校の建物の沈下

4. 住宅・建築物の耐震化の状況

(1) 住宅・建築物の状況

平成19年1月現在の固定資産データによると、厚真町の総建物戸数は5,841戸です。そのうち、住宅は2,435戸（総建物戸数の41.7%）、非住宅は3,406戸（同58.3%）となっています。

住宅総数2,435戸をみると、木造は1,959戸（住宅総戸数2,435戸のうち80.5%）、非木造は476戸（同19.5%）となっています。

このうち、1982年（昭和57年）以降に建設された住宅戸数（昭和56年の新耐震基準施行以降に着工された住宅）は1,076戸、総住宅戸数の44.2%となります。

1981年以前に建設された住宅1,359戸のうち、耐震性を有している建物を北海道や国の数値をもとに推計すると、534戸が耐震性を有していると推計され、合計すると1,725戸、総住宅戸数の70.8%が耐震性を有していると推計されます。

非住宅では、1982年以降に建設された建物は1,281戸、総非住宅件数の37.6%となっています。

表4-1 構造別建築年次別件数（共同住宅戸数ベース）

		木造				非木造				合計				
		～1961	1962～1981	1982～	合計	～1961	1962～1981	1982～	合計	～1961	1962～1981	1982～	合計	
住宅	件数	302	813	844	1,959	95	149	232	476	397	962	1,076	2,435	
	割合	15%	42%	43%	100%	20%	31%	49%	100%	16%	40%	44%	100%	
	民間 戸建て	件数	302	742	733	1,777	95	21	62	178	397	763	795	1,955
		割合	17%	42%	41%	100%	53%	12%	35%	100%	20%	39%	41%	100%
	民間 共同建 公共	件数	0	20	93	113	0	60	0	60	0	80	93	173
		割合	0%	18%	82%	100%	0%	100%	0%	100%	0%	46%	54%	100%
公共	件数	0	51	18	69	0	68	170	238	0	119	188	307	
	割合	0%	74%	26%	100%	0%	29%	71%	100%	0%	39%	61%	100%	
非住宅	件数	539	626	487	1,652	400	560	794	1,754	939	1,186	1,281	3,406	
	割合	33%	38%	30%	100%	23%	32%	45%	100%	28%	35%	38%	100%	
	内公共	件数	3	16	34	53	11	21	67	99	14	37	101	152
割合		6%	30%	64%	100%	11%	21%	68%	100%	9%	24%	66%	100%	
合計	件数	841	1,439	1,331	3,611	495	709	1,026	2,230	1,336	2,148	2,357	5,841	
	割合	23%	40%	37%	100%	22%	32%	46%	100%	23%	37%	40%	100%	
	内公共	件数	3	67	52	122	11	89	237	337	14	156	289	459
割合		3%	55%	43%	100%	3%	26%	70%	100%	3%	34%	63%	100%	

表4-2 住宅の耐震化の状況（平成19年）

	総数 A=B+C	1982年以降建築 B	1981年以前建築				耐震性を有する I=B+D+F	耐震化率 (%) J=I/A		
			1981年以前建築 C	耐震性確認 D	耐震性有推計値 (%) E	耐震性有推計戸数 F=(C-D)*E			耐震性不十分 G=C-D-F	耐震工事不能(10%) H=G*10%
民間木造戸建て住宅	1,777	733	1,044	0	36%	376	668	67	1,109	62.41
民間非木造戸建て住宅	178	62	116	0	89%	103	13	1	165	92.7
民間木造共同住宅	113	93	20	0	12%	2	18	2	95	84.07
民間非木造共同住宅	60	0	60	0	89%	53	7	1	53	88.33
公共住宅	307	188	119	115				4	303	98.7
住宅合計	2,435	1,076	1,359	115		534	710	71	1,725	70.84

(2) 特定建築物などの状況

本町では次に掲げる建築物のうち、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の適用を受けているものでは、1号に該当する物件が6件あり、主に共同住宅に利用されています。

これらのうち、公共建築物以外は耐震診断及び改修を平成17年度までに完了しています。

公共建築物は平成20年度において耐震診断を実施する予定です。

表4-3 特定建築物

区 分	内 容
1号	学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
2号	火薬類、石油類、その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
3号	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物であって、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接するもの

表4-4 厚真町の特定建築物

区 分	用 途	所在地 事業所名	備考	
1	民間建築	共同住宅	新町	診断・改修済
2	民間建築	寄宿舎	新町	診断・改修済
3	民間建築	共同住宅	新町	診断・改修済
4	民間建築	共同住宅	新町	診断・改修済
5	民間建築	事務所	浜厚真	診断・改修済
6	公共建築物	スポーツセンター	本郷	H20診断予定

(3) 耐震診断・改修等の実施状況

耐震診断・改修等の実施状況は、公共建築物では耐震診断が3件、そのうち耐震的に問題があった1件について耐震改修を実施しています。

民間については、本計画に伴うアンケートでは、耐震診断実施が380票中2件、0.5%の実施が確認されました。

5. 関連計画の整理

(1) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

根拠法 告示日	耐震改修促進法 平成 18 年 1 月 25 日 国土交通大臣告示第 184 号
<p>耐震改修促進法第 4 条に基づき、国土交通省が定める「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成 18 年 1 月 25 日 国土交通大臣告示第 184 号）の概要は以下のとおりです。</p> <p>1 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住宅・建築物の所有者等が、自らの問題・地域の問題として意識をもって取り組むことが不可欠。国及び地方公共団体は、こうした取り組みをできる限り支援。 ○公共建築物については、災害時の機能確保の観点からも強力に耐震化。 ○所管行政庁は、すべての特定建築物に対して指導・助言を実施（するよう努める。）また、指導に従わない一定規模以上の建築物については指示を行い、指示にも従わない場合はその旨を公表。さらに、著しく危険性が高い建築物については建築基準法に基づく勧告や命令を実施。 ○ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス、天井等の落下防止対策、地震時のエレベータ内の閉じ込め防止対策についても推進。 <p>2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住宅及び特定建築物の耐震化率について、それぞれ、現状の 75 %を、平成 27 年までに少なくとも 9 割にすることを目標（この間に住宅の耐震改修は約 100 万戸、特定建築物の耐震改修は約 3 万棟の実施が必要） ○また、耐震診断については耐震化率の目標達成のため、少なくとも住宅は 5 年間で約 100 万戸、10 年間で約 150 ～ 200 万戸特定建築物は 5 年間で約 3 万棟、10 年間で約 5 万棟の実施が必要。 <p>3 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建築物の耐震診断・改修のための技術指針を提示。 ○建築物の敷地の規定を新たに追加。 <p>4 啓発及び知識の普及に関する基本的な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地震防災マップ等を活用した情報提供、町内会等を通じた啓発・普及等を推進。 <p>5 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都道府県耐震改修促進計画を速やかに作成。 ○耐震改修等の目標を策定。特に学校、病院、庁舎等の公共建築物については、関係部局と協力し、耐震診断の速やかな実施及び結果の公表するとともに耐震化の目標を設定。 ○地震発生時に通行を確保すべき道路として、緊急輸送道路、避難路等を記載。特に緊急輸送道路のうち、災害時の拠点施設を連絡する道路で、災害時に重要な道路については平成 27 年度までに沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として記載 ○所有者等に対する助成制度、詳細な地震防災マップの公表、相談窓口の設置、パンフレットの配布、情報提供、講習会の開催、啓発・普及、町内会等の取り組み支援等に係る事業について記載。 ○すべての市町村において耐震改修促進計画を策定することが望ましい。内容は都道府県計画に準ずるものとし、地域固有の状況を考慮して策定。 <p style="text-align: right;">資料：国土交通省ホームページより編集</p>	

(2) 北海道耐震改修促進計画（平成18年12月策定）

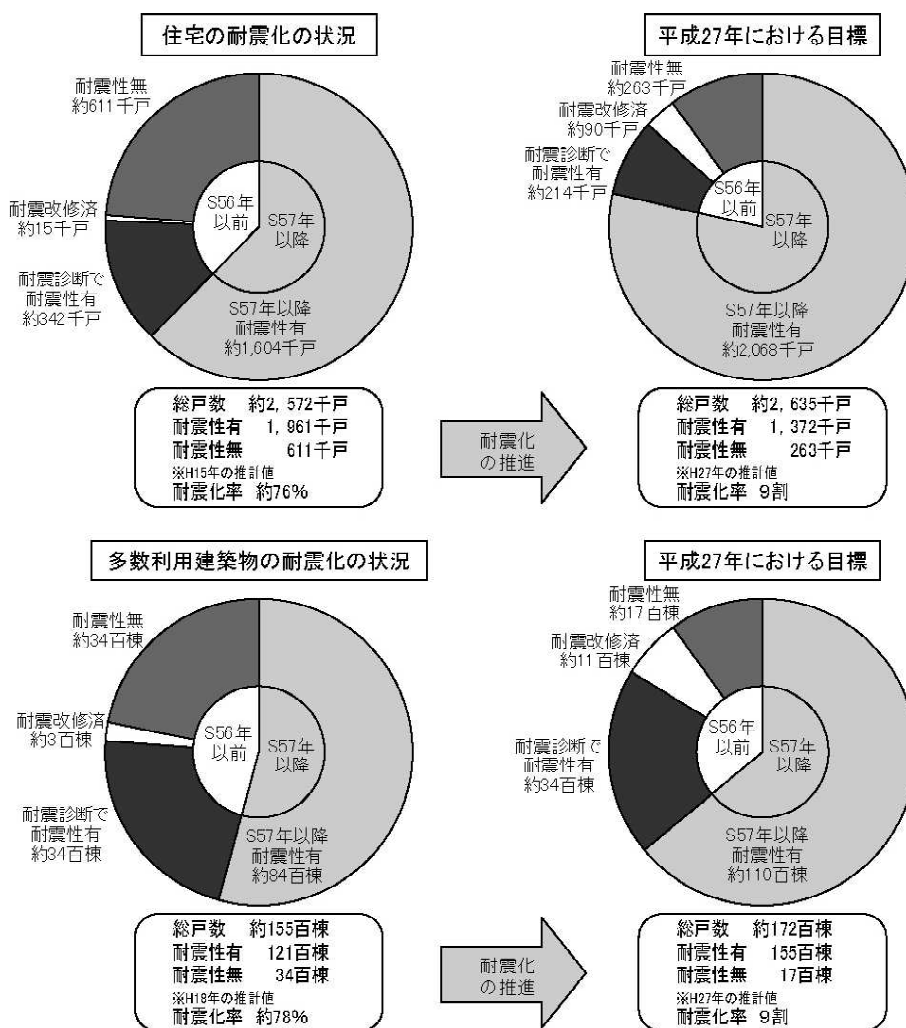
根拠法	耐震改修促進法
計画期間	平成19年度～平成27年度

■概要

- 住宅及び多数の者が利用する建築物の平成27年度における耐震化目標を9割と設定。
 （現況：住宅の耐震化率約76%、多数利用建築物の耐震化率約78%）
- 施策の展開方向として下記に示す3つを掲げ、住宅・建築物耐震改修等事業など国庫補助の活用を図りながら効率的、効果的な施策を講じるものとしている。

○基本的方向

- 安心して耐震診断・改修が行える環境整備
- 住宅・建築物の地震防災対策に関する啓発、知識の普及
- 耐震診断・改修を担う人材の技術的向上



資料：北海道耐震改修促進計画 H18

(3) 厚真町地域防災計画

根拠法	災害対策基本法
<p>■概要（第7章 地震災害対策計画より）</p> <ul style="list-style-type: none">・地震想定：北海道東部、釧路北部、日高中部、石狩、留萌沖、後志沖の6種類を想定。規模はマグニチュード6.5～8.25、町の震度は最も小さい釧路北部の震度2～最も大きい日高中部の震度6までを想定。・災害発生時の応急対策活動、通信連絡の対策、広報活動等を規定。・災害弱者対策計画の中で、自主防災組織等の育成に関する計画を規定。	

(4) 耐震関係規定の変遷

これまでの耐震関係の法整備は、主に大規模な地震被害を教訓として行われており、現行の耐震基準（いわゆる「新耐震基準」）は、昭和 55 年の建築基準法改正（昭和 56 年 6 月 1 日施行）により整備されました。

それまでの耐震基準は、震度 5 弱程度の中規模地震を想定した規定でしたが、新耐震基準では、震度 6 弱程度の大規模地震が発生した場合においても、人命に影響を及ぼすような倒壊等を防止するために、地震力に対する建築物の平面及び立体的なバランスや耐力について新たに考慮するなど、規定の強化を行いました。

表 5 - 1 耐震関係規定の変遷

年	関係法令の制定	概要	契機となる地震
昭和 25 年	建築基準法制定		
昭和 45 年	建築基準法改正	十勝沖地震の被害状況を踏まえ、鉄筋コンクリート柱のせん断補強筋に関する規定を強化	十勝沖地震 (昭和 43 年)
昭和 55 年	建築基準法改正 (新耐震基準)	構造計算に動的な考え方を盛り込んだ、いわゆる「新耐震基準」を義務化	宮城県沖地震 (昭和 53 年)
平成 7 年	耐震改修促進法 制定	建築物の耐震性向上を目的として制定。特定建築物所有者の耐震診断、耐震改修の実施責務を規定。	兵庫県南部地震 (阪神・淡路大 震災)(平成 7 年)
平成 12 年	建築基準法改正	建築基準の性能規定への移行に伴う構造方法等の改正。構造計算に限界耐力計算の導入	
平成 17 年	耐震改修促進法 改正	計画的な耐震化促進を目的として自治体による耐震改修促進計画の策定責務を規定。特定建築物の範囲拡大。	新潟県中越地震 (平成 16 年) 福岡県西方沖地震 (平成 17 年)

6. 住民意向

6-1. 調査の目的と方法

(1) 調査の目的

厚真町では、建物の耐震化を促進するために、「厚真町耐震改修促進計画」の策定を進めています。

そこで、全町民を対象としたアンケート調査を行い、建物の促進化に対する意見を把握し、計画策定の資料とすることを目的としています。

(2) 調査方法

配布期間：平成19年9月後半 自治会や管理人を通して各戸配布

記入方法：各世帯が直接回答票に記入

回収方法：11月5日回収分までの回収票を対象

集計方法：回答内容を数値データに変換し、統計的処理により集計

(3) 回収状況

全体配布数は1,945票、回収票数は380票、回収率は19.5%です。

(4) 設問項目

設問項目は、世帯属性、建物構造、耐震に対する関心、耐震診断や改修工事についての考え方、町に期待する施策について質問しました。

問1. 字別住所

問2. 回答世帯の属性

①世帯主の性別、年齢 ②家族人数 ③65歳以上の同居者の有無 ④小学生以下の子供の有無 ⑤障害のある同居者の有無

問3. 住宅の所有、建て方

問4. 持ち家1戸建ての構造、建築時期

問5. 自宅に対する耐震性の認識

問6. 将来耐震性を高めたいか

問7. 国や北海道の助成制度の周知

問8. 耐震診断の受診状況

問9. 耐震改修工事の意向

問10. 耐震改修工事に対する不安要素

問11. 耐震改修工事の際の業者への考え方

問12. 厚真町への耐震施策への期待

6-2. 回答者の主要属性

(1) 居住地区

問1 あなたのお住まいの住所の字名に○を付けてください。

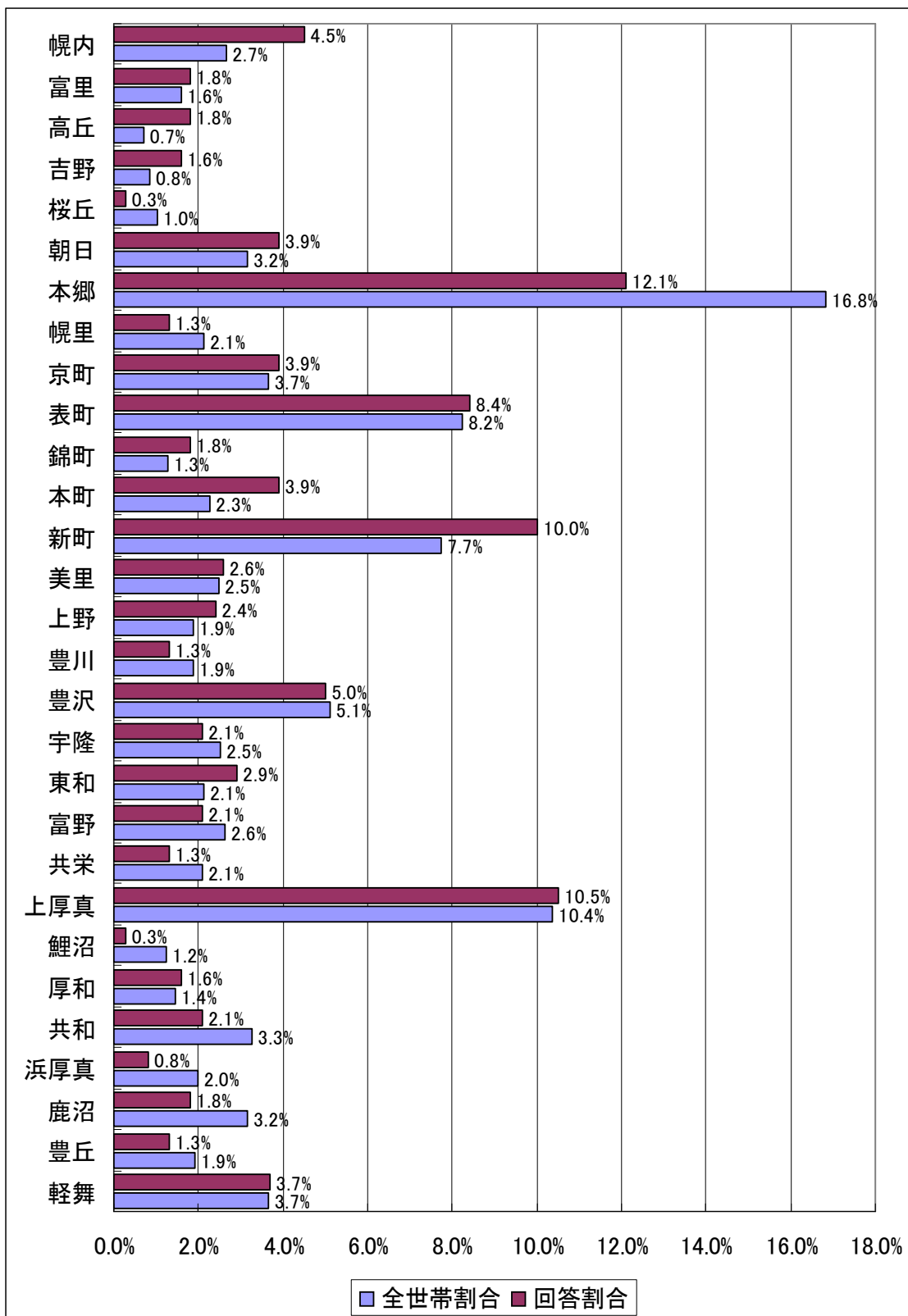
①集計結果

有効回答数 380 票のうち、本郷地区 46 票 (12.1 %)、上厚真地区 40 票 (10.5 %)、新町地区 38 票 (10.0 %)、表町地区 32 票 (8.4 %) と回収票が多くなっています。

②考察

回収傾向は、地区別世帯数の分布傾向と同様であり、回収票の字別傾向は本町の状態を反映しているものと考えられます。

図6-1 回答者の居住地区の分布状況



(2) 世帯主年齢

問2. 1) 世帯主の性別、年齢に○をつけて記入してください。

①集計結果

有効回答数 380 票のうち、世帯主の性別では男性が 76.1 %、女性が 12.4 %となっています。

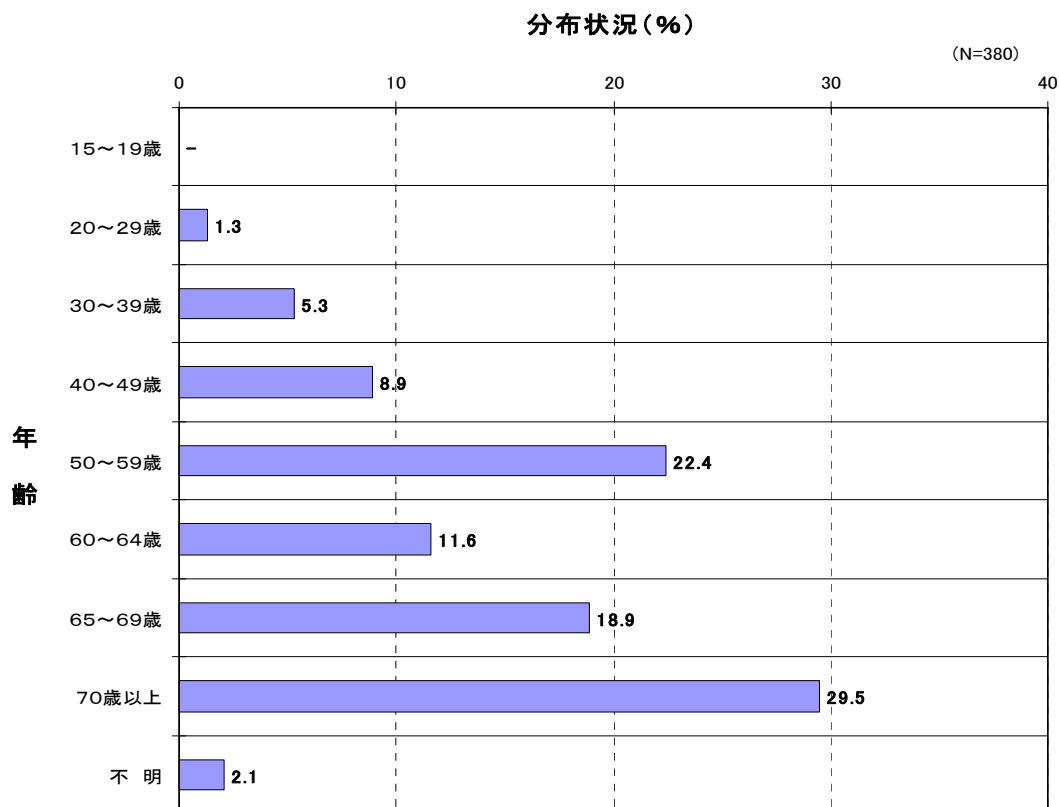
また、世帯主年齢をみると、最も多いのは 70 歳以上で 112 票（回答総数の 29.5 %、以下同様）です。ついで、50 歳代の 85 票（22.4 %）、65 ～ 69 歳の 72 票（18.9 %）となっています。

20 歳代は 5 票（1.3 %）、30 歳代は 20 票（5.3 %）、40 歳代は 34 票（8.9 %）と少数となっています。

②考察

回答者の全体傾向としては、高齢世帯が主に分布しており、高齢世帯の意向が反映されていると思われます。

図 6 - 2 世帯主年齢の分布状況



(3) 世帯人数

問2. 2) 家族人数（同居している方について）は？

①集計結果

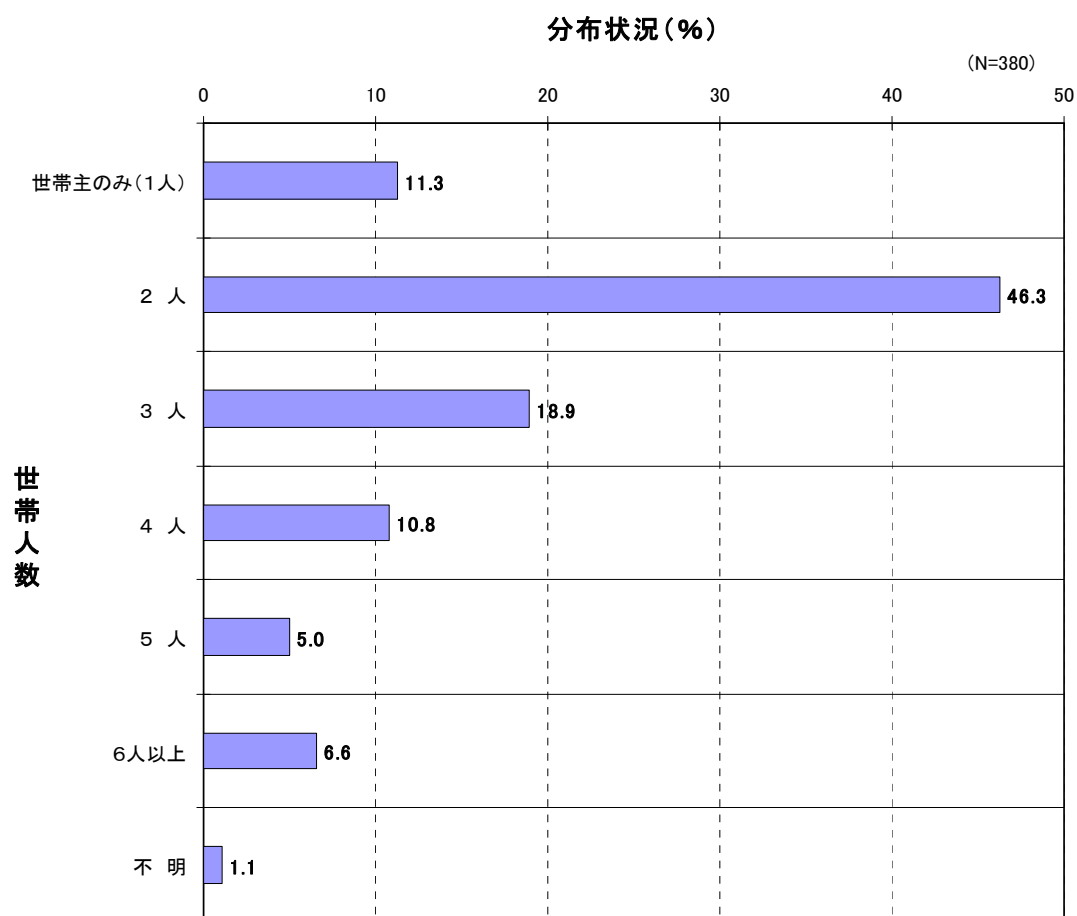
世帯人数は、単身が 43 票（11.3 %）、2 人が 176 票（46.3 %）と約半数を占め、3 人が 72 票（18.9 %）、4 人が 41 票（10.8 %）、5 人が 19 票（5 %）、6 人以上が 25 票（6.6 %）となっています。

1～2 人の合計は 57.6 %で、全回答票の 5 割強が 2 人世帯以下の小規模世帯です。

②考察

平成 18 年 12 月 29 日現在の住民基本台帳では人口 5,091 人、世帯数 2,016 世帯、平均世帯人員は 2.5 人／世帯となっており、回答者の傾向としては、比較的小規模世帯の意向が平均的に反映されていると思われます。

図 6－3 世帯人数の分布状況



(4) 同居者の状況

- 問2 3) 同居している65歳以上の方はいますか。
 4) 同居している小学生未満(7歳未満)はいますか。
 5) 同居している小学生はいますか。
 6) 同居している障害者や要介護者、車イスを利用している方はいますか。

①集計結果

65歳以上の同居者がいるとした回答票は243票(63.9%)であり、いないとした回答票は135票(35.5%)となっており、6割強の世帯が高齢者同居世帯となっています。

小学生未満が同居しているとした回答票は22票(5.8%)、小学生が同居しているとした回答票は28票(7.4%)と少なくなっています。

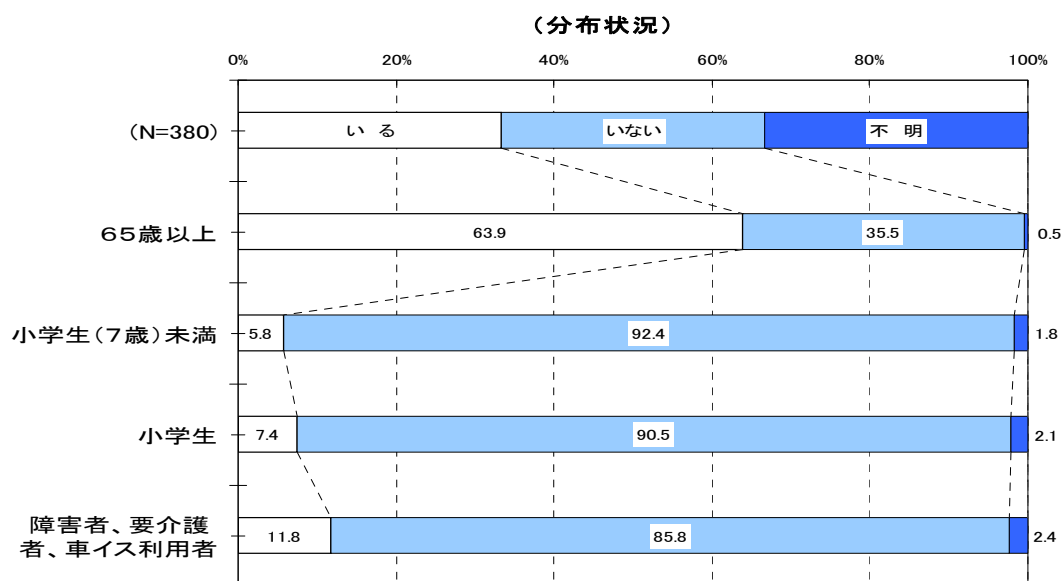
障害者、要介護者、車イスを利用している方が同居しているとした回答票は45票(11.8%)と約1割の世帯となっています。

②考察

厚真町の平成17年国勢調査で65歳以上の親族がいる一般世帯数は963世帯となっており、同国勢調査での一般世帯数は1,983世帯なので、65歳以上の親族がいる一般世帯割合は48.6%となっています。

本回答票では高齢者が同居している世帯の意向がより反映されていると考えられます。

図6-4 同居者の状況



6-3. 住宅の状況

問3 あなたのお住まいの住宅に関して以下の項目にお答えください。

- 1) 住宅の所有 2) 建物の建て方

①集計結果

住宅の所有状況は、持ち家が 311 票 (81.8 %) と大半を占め、借家は 46 票 (12.1 %) となっています。間借りは 1 票とほとんどありません。

持ち家の建て方をみると 1 戸建てが 310 票 81.6 %、共同建てが 33 票 (8.7 %) となっています。

②考察

平成 17 年国勢調査による厚真町の持ち家世帯数は 1,332 世帯、一般世帯総数 1,983 票の 67.1 %となっています。

以上から、回答者の多くは持ち家 1 戸建てに居住しており、耐震改修促進計画で対象としている世帯の回答傾向と考えられます。

図 6-5 住宅の所有形態

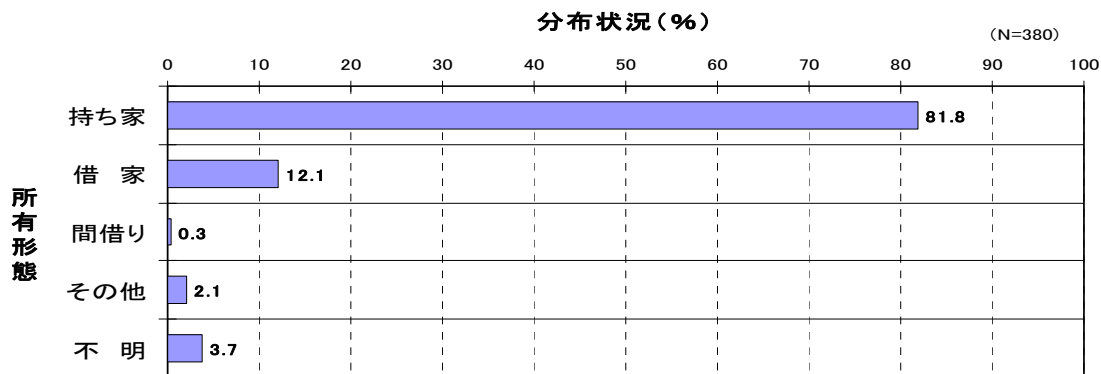
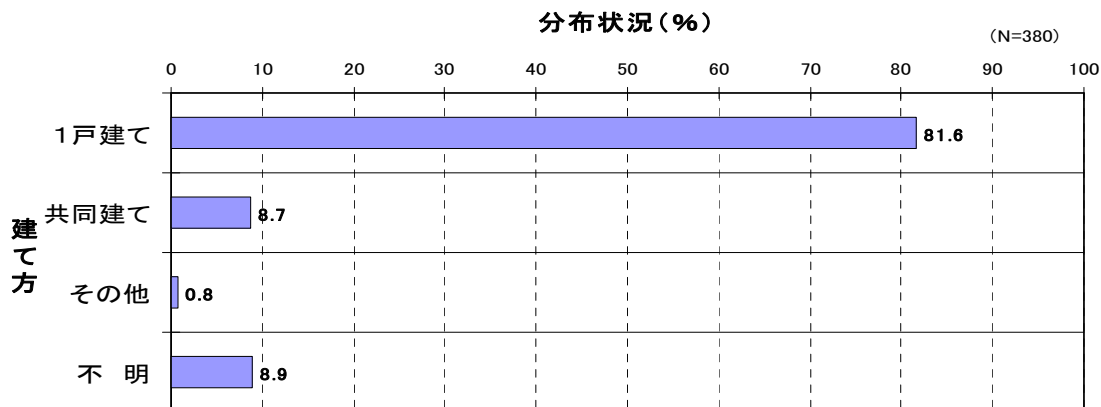


図 6-6 住宅の建て方



問4 持ち家の1戸建てのお住まいの方に質問します。

- 1) 住宅の構造について該当するものに○をつけてください。
- 2) 住宅の建築時期について該当するものに○をつけてください。

①集計結果

持ち家1戸建ての住宅構造については、257票（有効回答票287票の89.5%、以下同様）が木造と大半となっています。ついでブロック造の16票（5.6%）です。

建築時期については、旧耐震基準である昭和55年以前は137票（47.7%）と約半数を占めています。

②考察

木造住宅が大半であり、建築時期についても旧耐震基準対応住宅が約半数を占めるなど、耐震改修が必要な住宅に住む世帯の意向が含まれています。

図6-7 住宅の構造

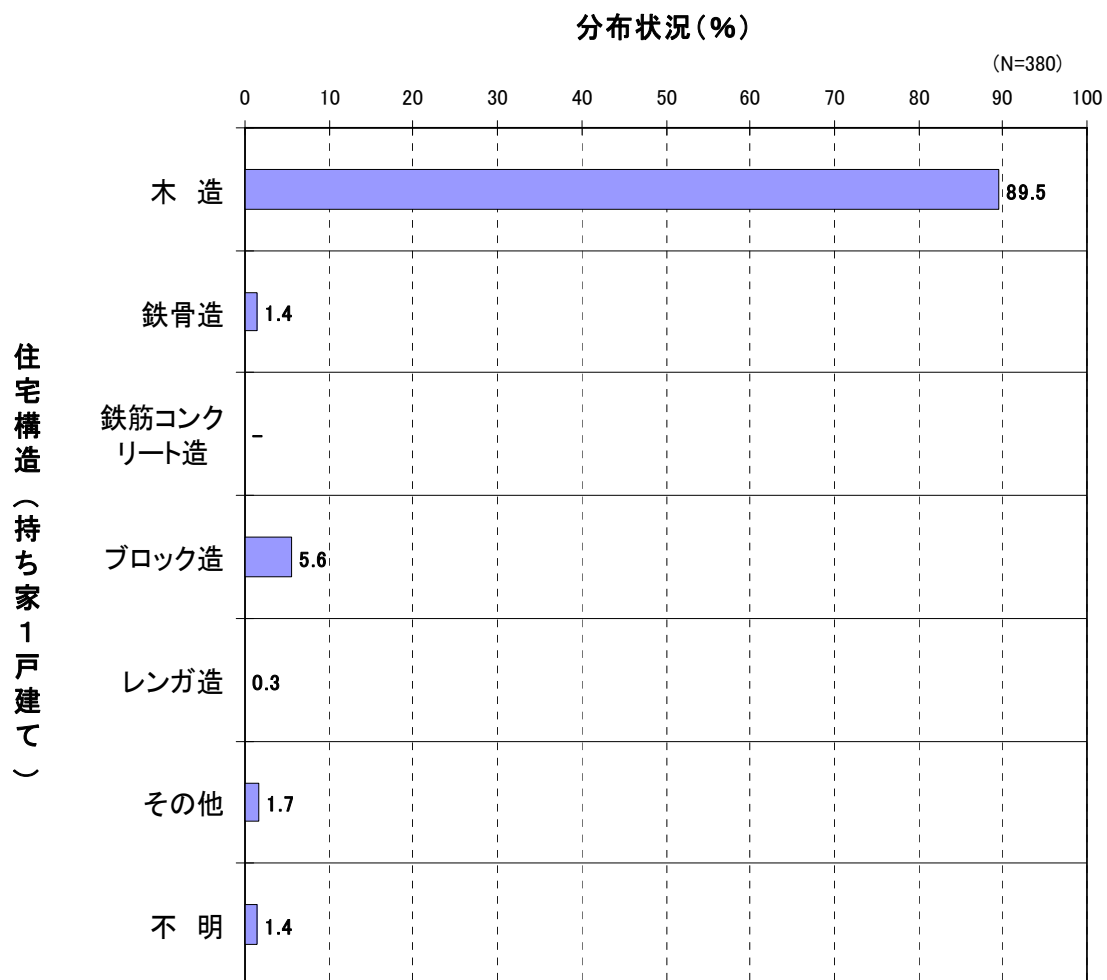
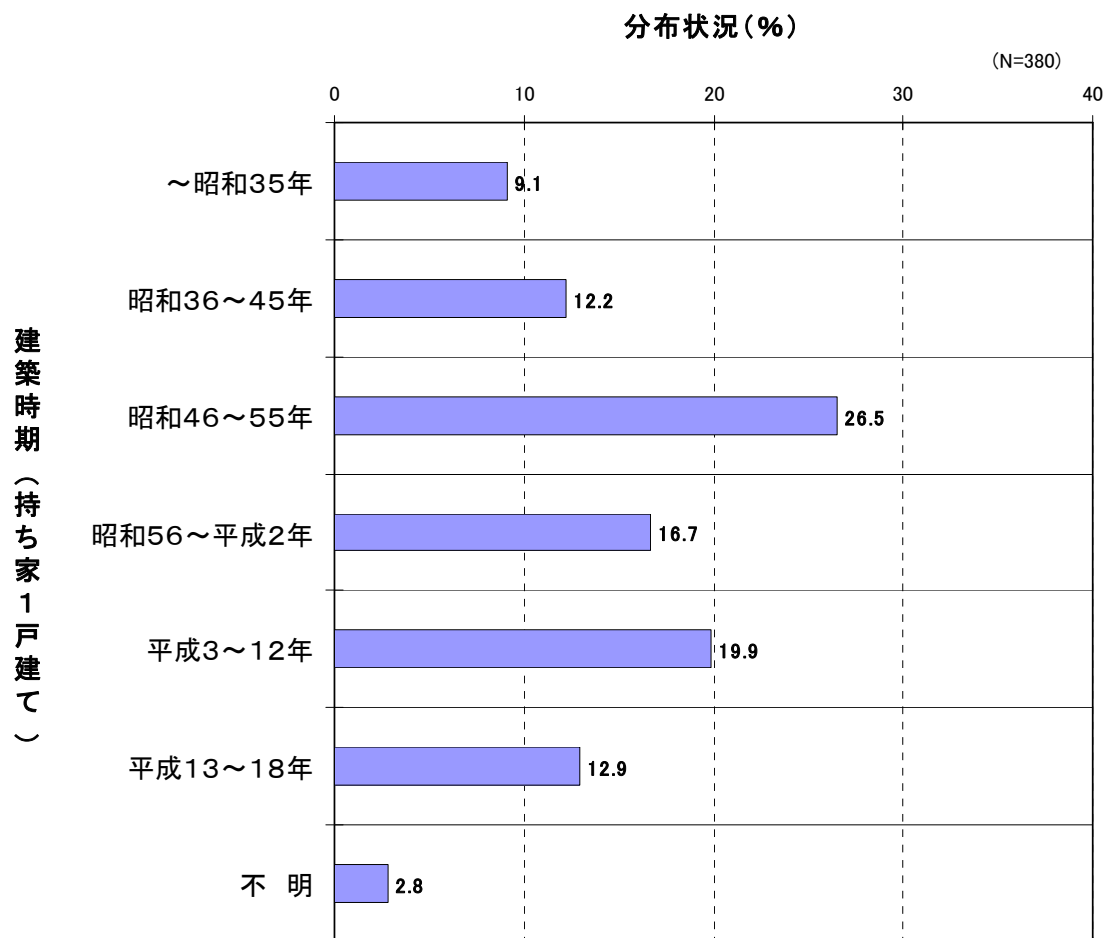


図6-8 住宅の建築時期



6-4. 現在と将来の耐震性に対する考え方

問5 あなたがお住まいの住宅は、現在耐震性が十分にあると思いますか。

①集計結果

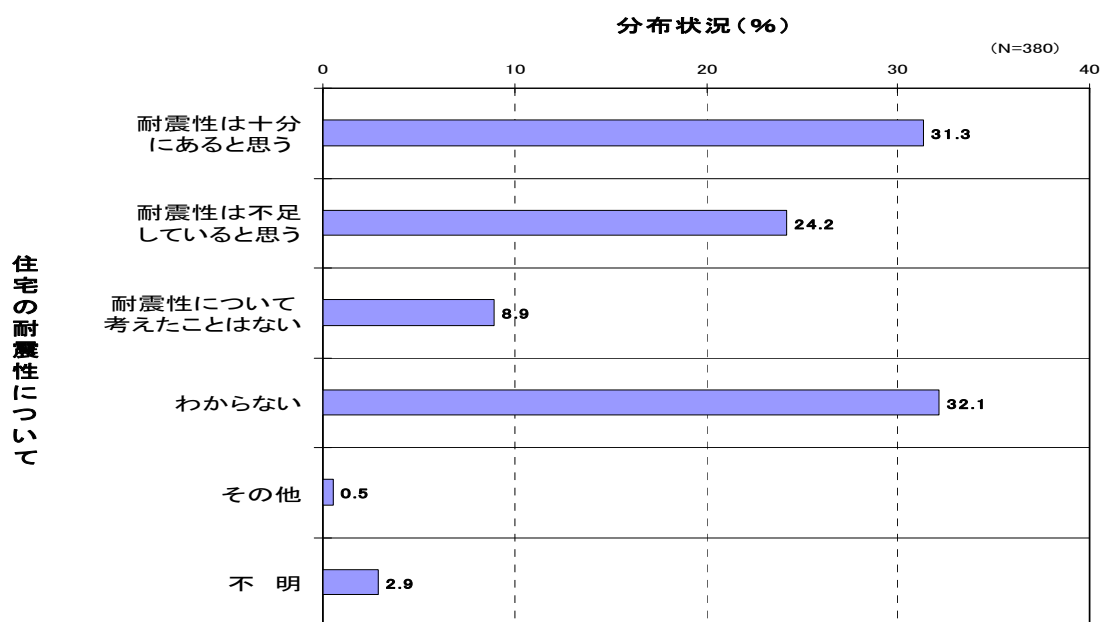
「耐震性が十分にあると思う」と回答した世帯は 119 票（有効回答 380 票の 31.3 %、以下同様）、「耐震性は不足していると思う」と回答した世帯は 92 票（24.2 %）、「耐震性について考えたことはない」と回答した世帯は 34 票（8.9 %）、「わからない」と回答した世帯は 122 票（32.1 %）となっています。

耐震改修を促進する必要がある昭和 55 年以前の住宅に住む世帯では、「耐震性が十分にあると思う」と回答した世帯は 28 票（有効回答 137 票の 20.4 %、以下同様）、「耐震性は不足していると思う」と回答した世帯は 47 票（34.3 %）、「耐震性について考えたことはない」と回答した世帯は 11 票（8.0 %）、「わからない」と回答した世帯は 49 票（35.8 %）となっています。

②考察

全体としては、2 割強の方が耐震性が不足していると考えており、また、無関心またはわからないが併せて約 4 割います。さらに、旧耐震基準で建設された住宅に住む世帯では、耐震が不足している世帯は 3 割強となっていることから、耐震性向上に関する知識の普及啓発と 2 割強の不安を持っている方々への耐震性対策が求められます。

図 6-9 現在の住宅の耐震性



問6 あなたがお住まいの住宅について、将来耐震性を高めたいと思いますか。

①集計結果

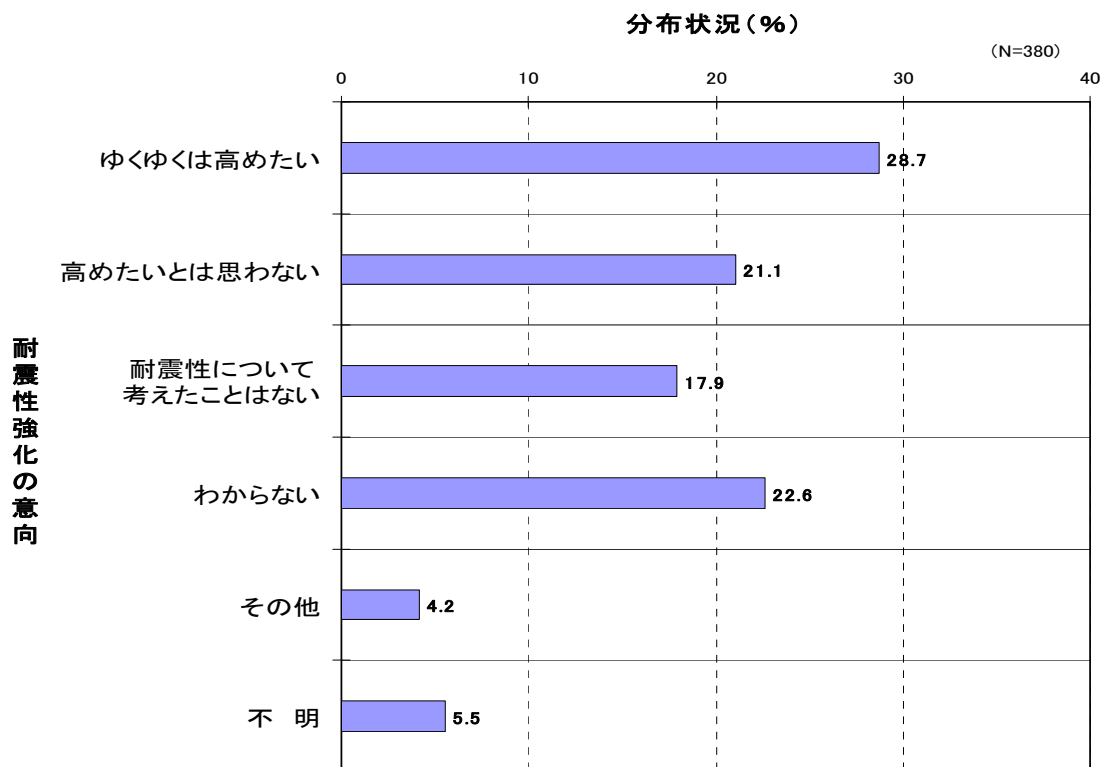
「ゆくゆくは高めたい」と回答した世帯は 109 票（有効回答 380 票の 28.7 %、以下同様）、「高めたいとは思わない」と回答した世帯は 80 票（21.1 %）、「耐震性について考えたことはない」と回答した世帯は 68 票（17.9 %）、「わからない」と回答した世帯は 86 票（22.6 %）となっています。

旧耐震基準で建てられた昭和 55 年以前に建てられた住宅に住む世帯では、「ゆくゆくは高めたい」と回答した世帯は 43 票（有効回答 137 票の 31.4 %、以下同様）、「高めたいとは思わない」と回答した世帯は 31 票（22.6 %）、「耐震性について考えたことはない」と回答した世帯は 29 票（21.2 %）、「わからない」と回答した世帯は 28 票（20.4 %）となっています。

②考察

全体としては、約 3 割の方がゆくゆくは耐震性を高めたいと考えており、また、無関心またはわからないが併せて約 4 割います。さらに、旧耐震基準で建設された住宅に住む世帯でも同様となっていることから耐震性向上のための支援策と耐震性向上に関する知識の普及啓発が求められます。

図6-10 耐震性強化の意向



6-5. 助成制度の認知度と認知媒体

問7. ① 国や北海道では、住宅の耐震診断や耐震改修等の費用を助成する制度として「住宅・建築物耐震改修等事業（国）」や「既存住宅耐震改修事業（北海道）」がありますが、ご存知でしたか。

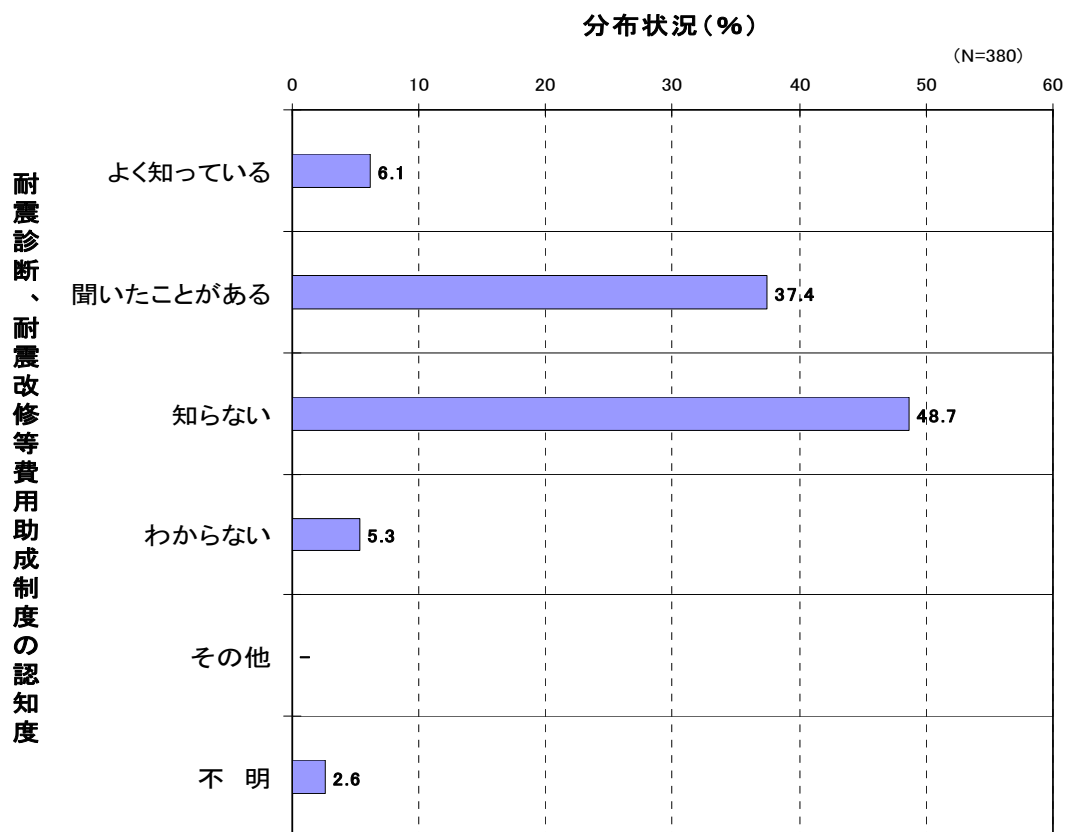
①集計結果

「よく知っている」と回答した世帯は23票（有効回答380票の6.1%、以下同様）、
「聞いたことがある」と回答した世帯は142票（37.4%）、
「知らない」と回答した世帯は185票（48.7%）、
「わからない」と回答した世帯は20票（5.3%）となっています。

②考察

全体としては、知らないとの回答が約半数であり、耐震改修に対する助成制度はほとんど知られていない状況にあります。耐震改修に対する知識の普及啓発が求められます。

図6-11 助成制度の認知度



問7. ② 助成制度について、知っている、聞いた事があると答えた方は、何で知りましたか。

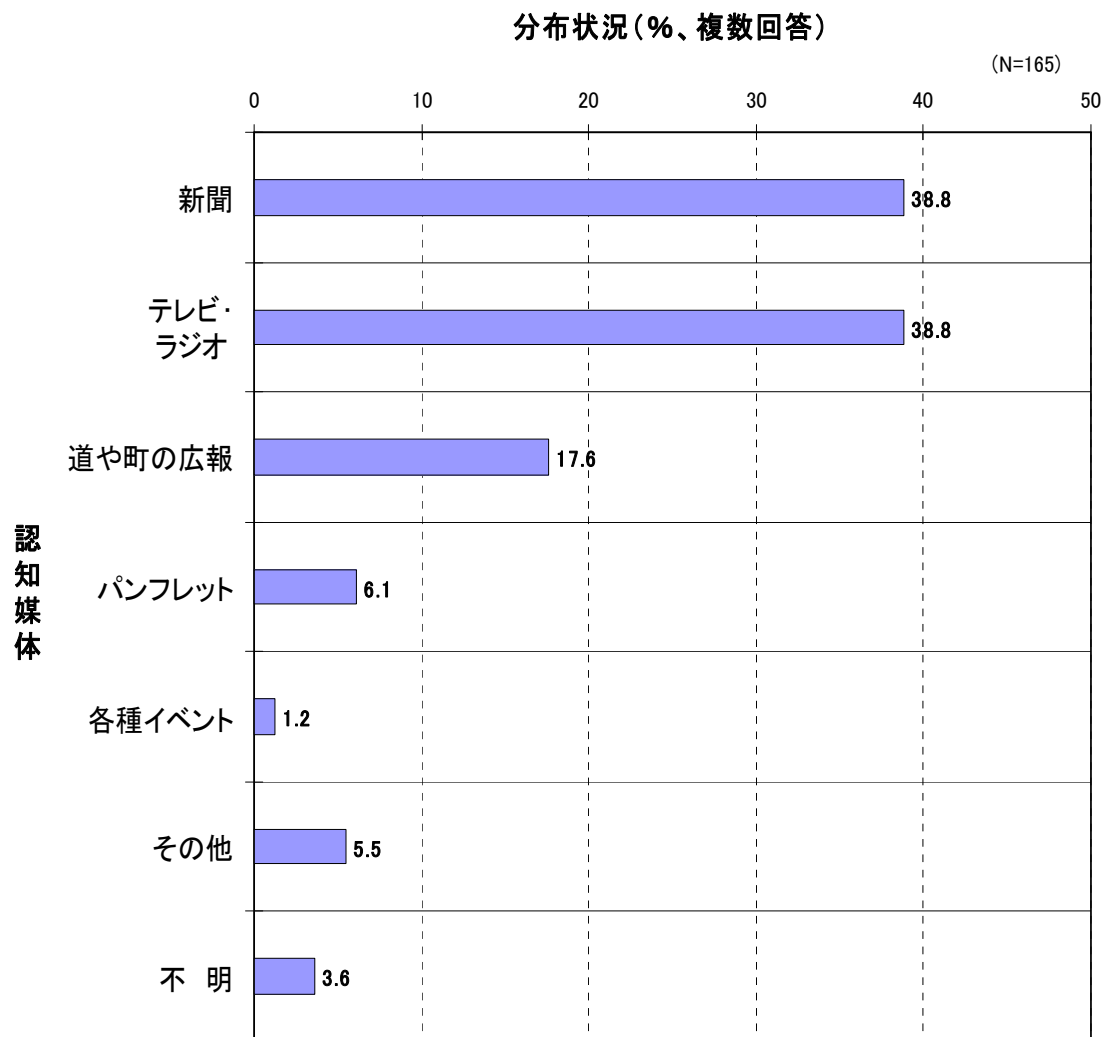
①集計結果

認知媒体として多かったものが、「新聞」64票（有効回答165票の38.8%、「テレビ・ラジオ」64票（38.8%）です。町の中心媒体である広報は29票（17.6%）となっています。その他「パンフレット」は10票（6.1%）です。

②考察

広報やパンフレットによって2割強の方に普及啓発されることから、これらの媒体による普及はもちろん、新聞やテレビ・ラジオと連携して町民に広く普及することが求められます。

図6-12 認知媒体



6-6. 耐震診断の受診経験・意向

- 問8. ① あなたは耐震診断を受診したことがありますか。
② 既に受診した方に質問します。費用はおいくらでしたか。その費用はどのように思われましたか。

①集計結果

「すでに受診した」と回答した世帯は2票（有効回答380票の0.5%、以下同様）しかありませんでした。「受診したことがない、またはする気がない」と回答した世帯は183票（48.2%）、「受診したいと思っている」と回答した世帯は110票（28.9%）、「わからない」と回答した世帯は58票（15.3%）となっています。

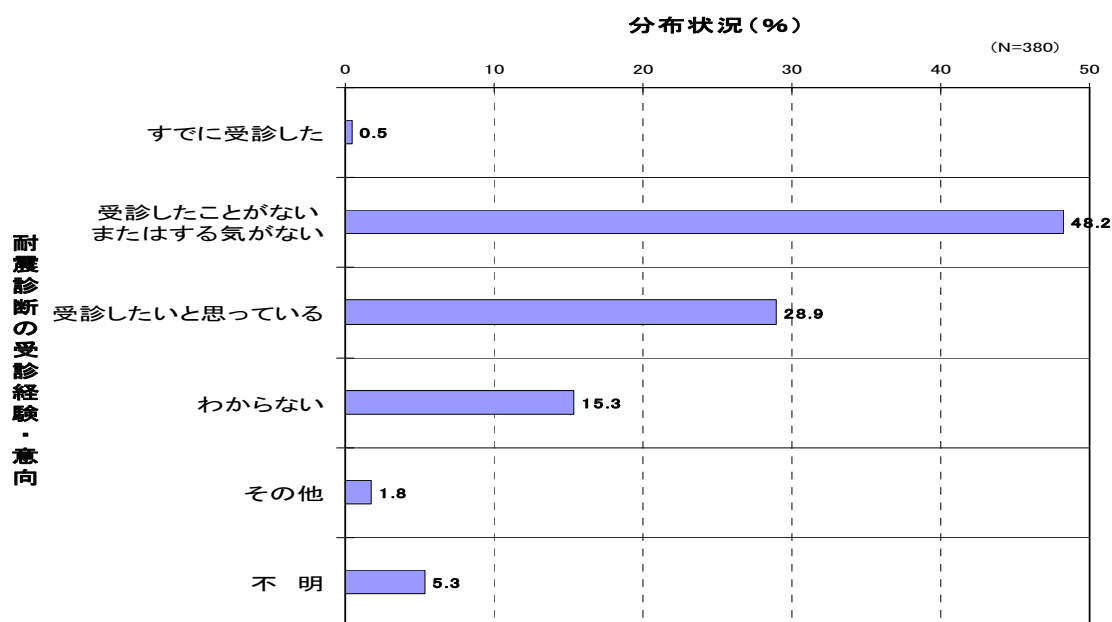
旧耐震基準で建設された昭和55年以前に建設された住宅では、「受診したことがない、またはする気がない」と回答した世帯は69票（有効回答137票の50.4%、以下同様）、「受診したいと思っている」と回答した世帯は42票（30.7%）、「わからない」と回答した世帯は21票（15.3%）となっています。

耐震診断の費用及び感想は回答頂けませんでした。

②考察

約3割の世帯は耐震診断を受診したいと思っており、また、約半数は関心が薄い状況にあり、耐震診断に対する助成制度の創設と耐震改修に対する知識の普及啓発が求められます。

図6-13 耐震診断の受診経験・意向



問 8. ③ 「耐震診断を受診したことがないまたはする気がない」とお答えした方に質問します。なぜそう思われますか。

①集計結果

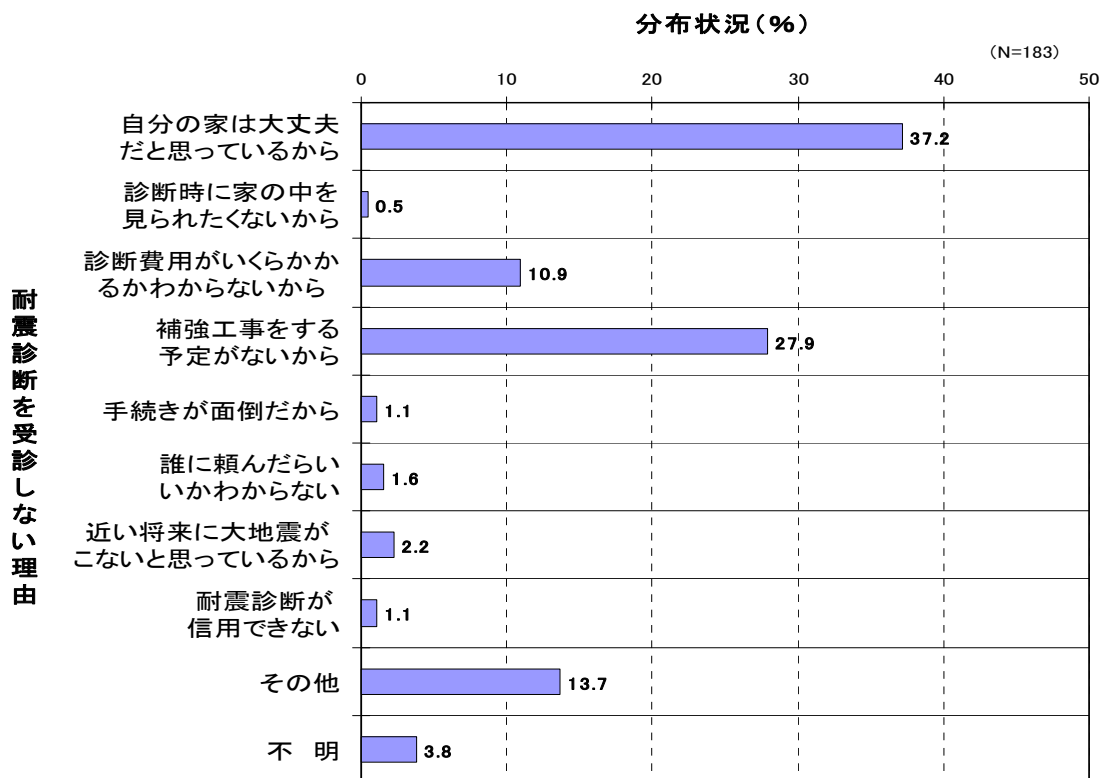
最も多いのは「自分の家は大丈夫だと思っているから」と回答した世帯で 68 票（有効回答 183 票の 37.2 %、以下同様）でした。次に多かったのは「補強工事をする予定がないから」が 51 票（27.9 %）、ついで「診断費用がいくらかかるかわからないから」が 20 票（10.9 %）となっています。

旧耐震基準で建設された昭和 55 年以前に建設された住宅では、「補強工事をする予定がないから」と回答した世帯が 29 票（有効回答 137 票の 21.2 %、以下同様）、「自分の家は大丈夫だと思っているから」と回答した世帯は 15 票（10.9 %）、「診断費用がいくらかかるかわからないから」と回答した世帯は 9 票（6.6 %）となっています。

②考察

旧耐震基準で建設された住宅でも約 1 割は自分の家は大丈夫だからと考えており、また、補強工事の予定がないから耐震診断をしないという世帯も約 2 割あることから、耐震診断の普及に向けた啓発が求められます

図 6 - 1 4 耐震診断を受診しない理由



問 8. ④ 「耐震診断を受診したいと思っている」とお答えした方に質問します。
受診したい理由と希望する費用について、最も近いものをお答えください。

①集計結果

受診したい理由で最も多かったものは「自分や家族の命を地震から守りたいから」が 69 票（有効回答 110 票の 62.7 %）でした。ついで、「家や財産を地震から守りたい」が 19 票（17.3 %）、「近い将来大地震が起こっているから」が 9 票（8.2 %）です。

希望する受診費用は「1～3万円」が 31 票（28.2 %）が最も多く、「1万円未満」が 26 票（23.6 %）と続きます。

旧耐震基準で建設された昭和 55 年以前の住宅も同様の傾向です。

②考察

受診したい世帯を助成するために、負担を 3 万円以内に抑えられるような助成制度が求められます。

図 6 - 1 5 耐震診断を受診したい理由

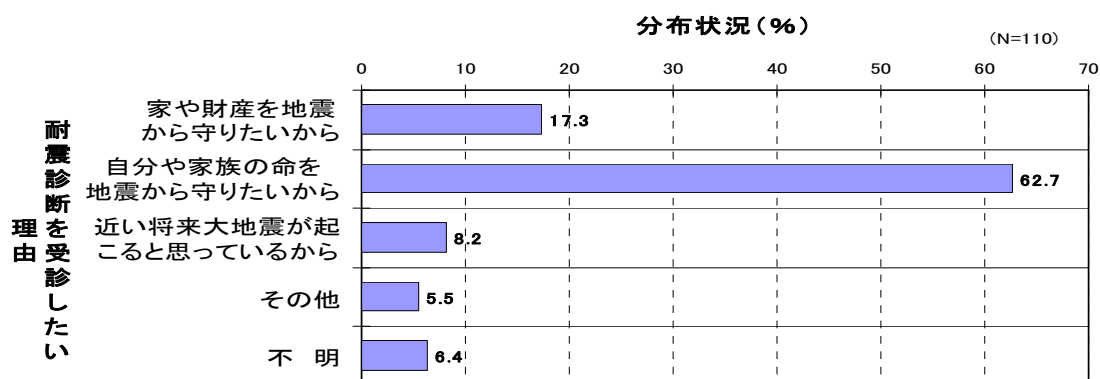
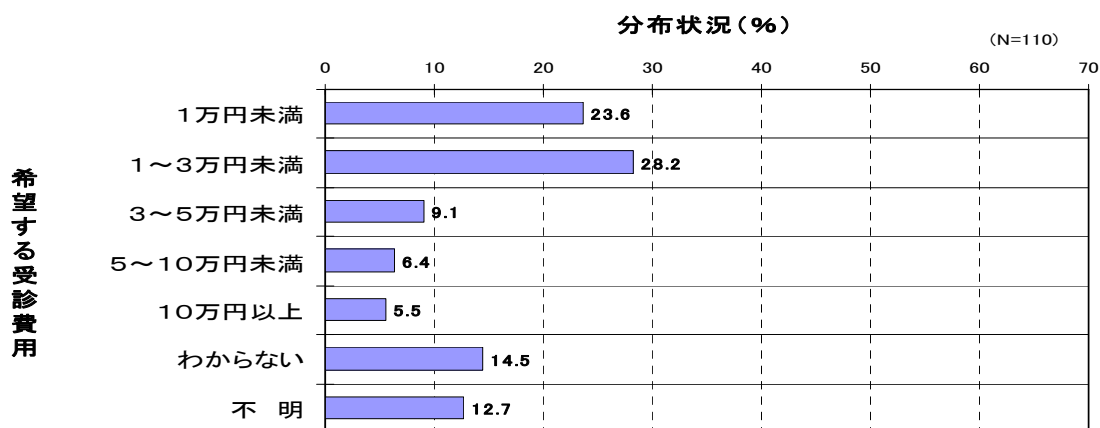


図 6 - 1 6 希望する受診費用



6-7. 耐震改修工事の実施意向

問9. ① 仮にあなたがお住まいの住宅の耐震性が不足しているとわかった場合、耐震改修工事を行いますか。最も近いものをお答えください。

①集計結果

最も多かった回答は「改修はしないが、簡単な補強や日曜大工程度の補強はしたい」と回答した世帯で52票（有効回答380票の13.7%、以下同様）でした。

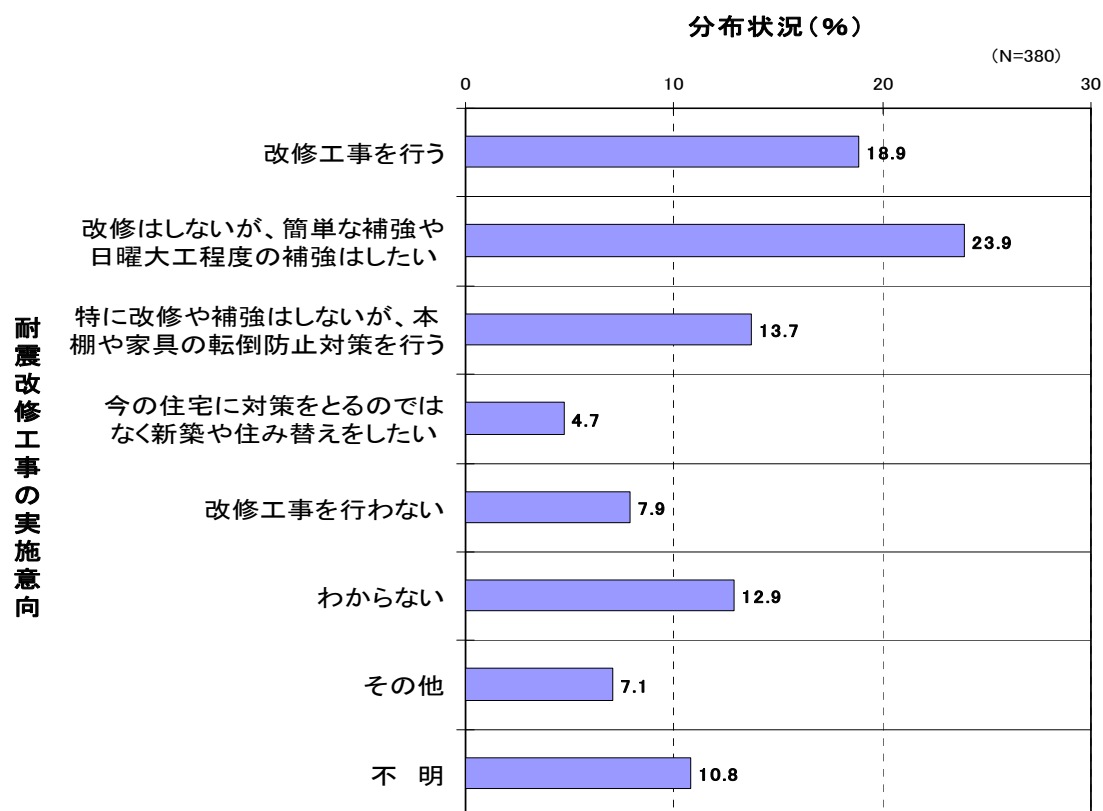
ついで「改修工事を行う」と回答した世帯が72票（18.9%）、「特に改修や補強はしないが本棚や家具の転倒防止対策を行う」と回答した世帯が52票（4.7%）、「わからない」と回答した世帯が49票（12.9%）と続きます。

旧耐震基準で建設された昭和55年以前に建設された住宅でも同様の傾向です。

②考察

約2割の世帯は工事の実施を希望していることから耐震改修工事に対する助成制度が求められています。また、簡単な補強工事の方法や転倒防止対策の知識の普及や道具の購入助成等が求められています。

図6-17 耐震改修工事の実施意向



問9. ② 1) で「改修工事を行う」とお答えした方に質問します。どのような条件がそろったときに耐震改修工事をしたいと思いますか。最も近いものをお答えください。

①集計結果

最も多かった回答は「すぐには難しいが改修費用が貯まったら」と回答した世帯で35票（有効回答72票の48.6%、以下同様）でした。ついで「すぐにも耐震改修を行いたい」と回答した世帯が24票（33.3%）、「バリアフリー対応などのリフォームをする際にまとめて耐震改修も行いたい」と回答した世帯が9票（12.5%）と続きます。

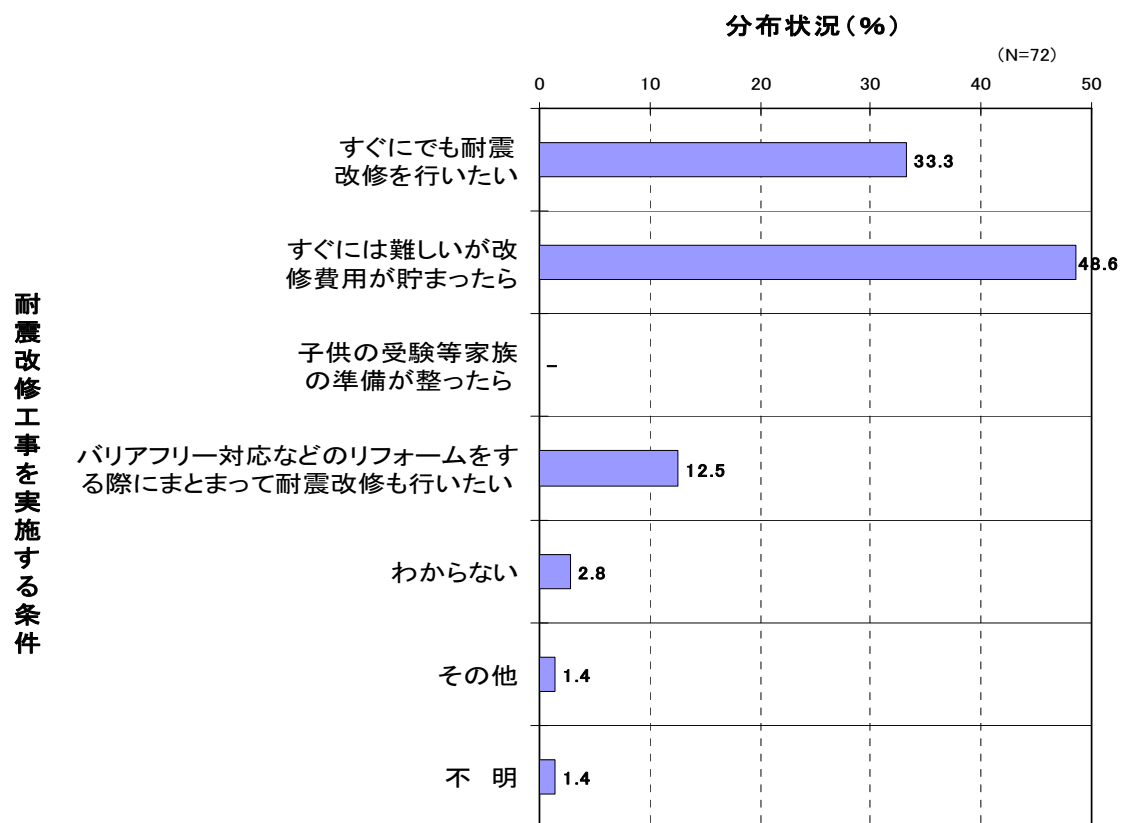
旧耐震基準で建設された昭和55年以前に建設された住宅でも同様の傾向です。

②考察

費用面で目処がつくことを含めて、すぐに改修工事を行いたいという世帯も3割強いることから、耐震改修費用への助成制度が求められています。

また、高齢化対応リフォーム等とあわせて実施できるように、福祉部局等他の部局と連携した対応が求められます。

図6-18 耐震改修工事を実施する条件



問9. ③ 「改修工事を行わない」とお答えした方に質問します。行わないのはどのような理由からでしょうか。最も近いものをお答えください。

①集計結果

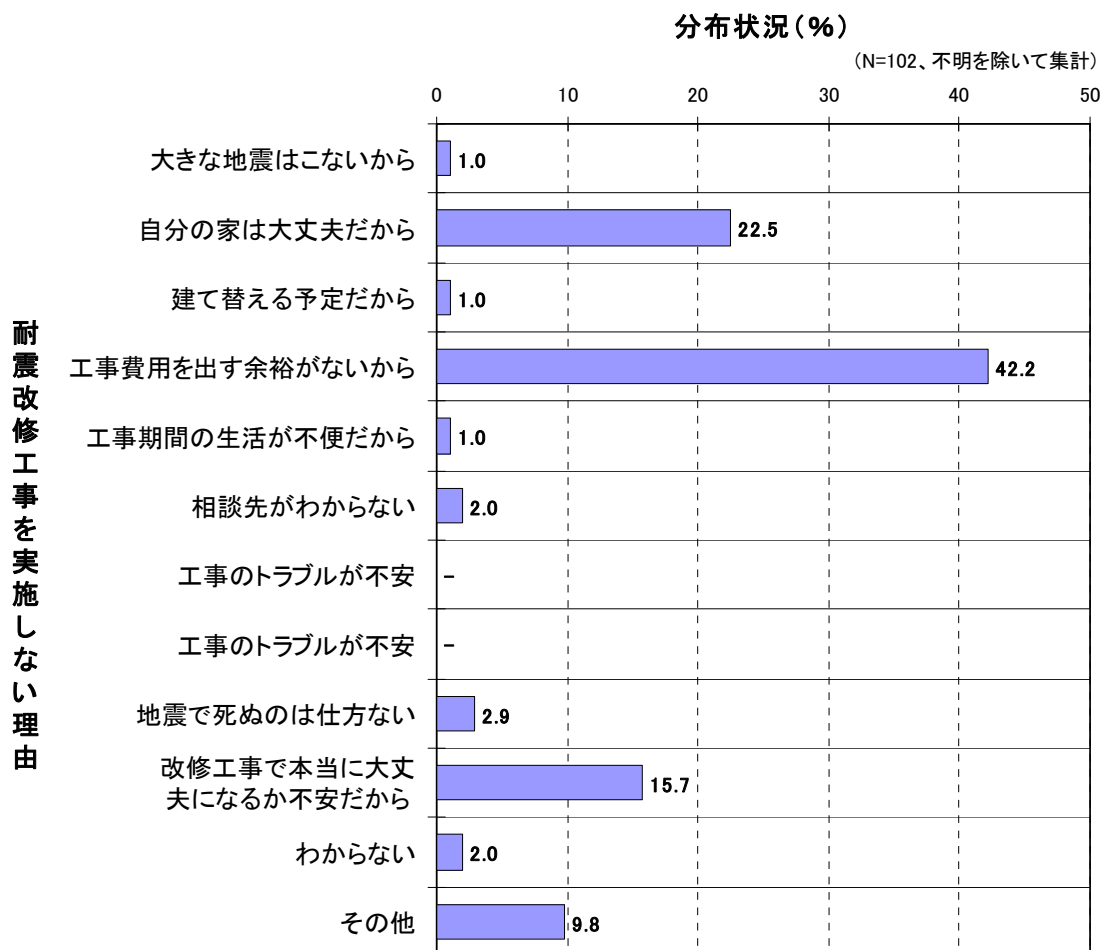
最も多かった回答は「工事費用を出す余裕がないから」と回答した世帯で43票（有効回答102票の42.2%、以下同様）でした。ついで「自分の家は大丈夫だから」と回答した世帯が23票（22.5%）、「改修工事で本当に大丈夫になるか不安だから」と回答した世帯が16票（15.7%）と続きます。

旧耐震基準で建設された昭和55年以前に建設された住宅でも同様の傾向です。

②考察

耐震改修工事を行わない理由は費用の問題が大きいことから、費用助成が求められています。また、正しい耐震化の知識の普及と工事にとまなう業者等の対策が求められます。

図6-19 耐震改修工事を実施しない理由



6-8. 耐震改修工事を実施する際の不安要素

問10 仮にあなたが耐震改修工事を行うとき、どんなことを不安に思いますか。
最も近いものをお答えください。

①集計結果

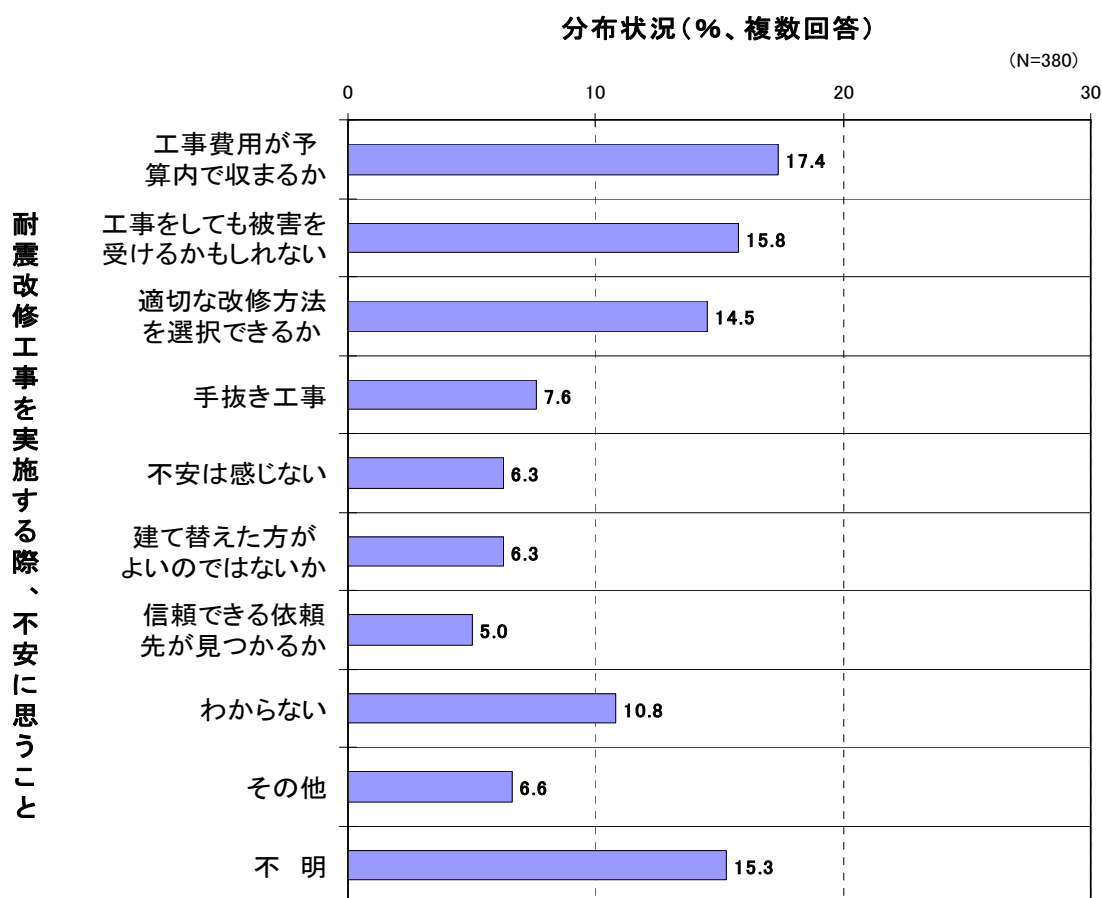
最も多かった回答は「工事費用が予算内で収まるか」と回答した世帯で 66 票（有効回答 380 票の 17.4 %、以下同様）でした。ついで「工事をしてても被害を受けるかもしれない」と回答した世帯が 60 票（15.8 %）、「適切な改修方法を選択できるか」と回答した世帯が 55 票（14.5 %）と続きます。

旧耐震基準で建設された昭和 55 年以前に建設された住宅でも同様の傾向です。

②考察

不安要素としては、費用面と適切な工事内容が多いことから、耐震改修工事に対する費用助成と可能性のある地震特性と建物類型に合わせたきめ細かい工事実施マニュアルの作成等が求められています。

図6-20 耐震改修工事を実施する際、不安に思うこと



6-9. 耐震改修工事の業者選定時に最も重視すること

問11 仮にあなたが耐震改修工事を行う業者を選ぶとき、どんな点を重視しますか。最も近いものをお答えください。

①集計結果

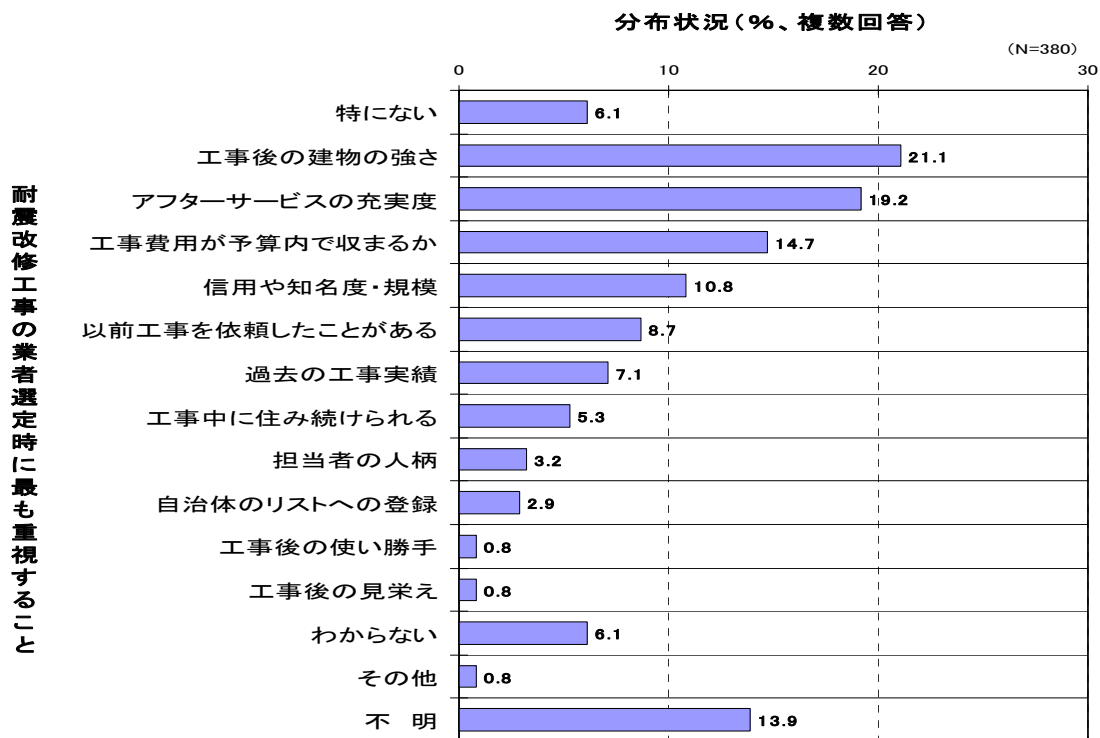
最も多かった回答は「工事後の建物の強さ」と回答した世帯で80票（有効回答380票の21.1%、以下同様）でした。ついで「アフターサービスの充実度」と回答した世帯が73票（19.2%）、「工事費用が予算内で収まるか」と回答した世帯が56票（14.7%）、「信用や知名度・規模」と回答した世帯が41票（10.8%）と続きます。

旧耐震基準で建設された昭和55年以前に建設された住宅では最も多かった回答は「工事費用が予算内で収まるか」と回答した世帯で28票（有効回答137票の20.4%、以下同様）でした。ついで「工事後の建物の強さ」と「アフターサービスの充実度」と回答した世帯が共に27票（15.6%）、「信用や知名度・規模」と回答した世帯が13票（9.5%）と続きます。

②考察

業者選定の際には、確かな技術力とアフターサービス、費用面、信用や知名度等が重視される傾向にあることから、技術力向上のための講習会や適切な指導、さらには信用を付与するためのリストの作成等が求められます。

図6-21 耐震改修工事の業者選定時に最も重視すること



6-10. 住宅耐震化を進める上で充実させてもらいたい施策

問12. 今後、厚真町が住宅の耐震化を進める上で、充実させてもらいたい施策は何ですか。最も近いものをお答えください。

①集計結果

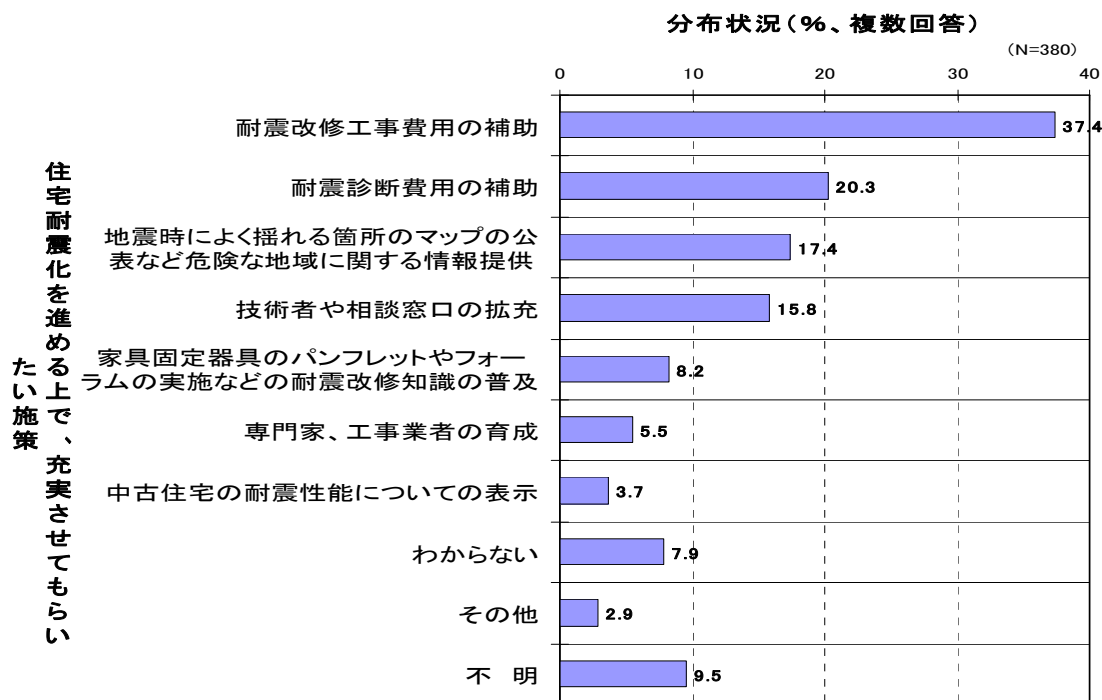
最も多かった回答は「耐震改修工事費用の助成」と回答した世帯で、142票（有効回答380票の37.4%、以下同様）でした。ついで「耐震診断費用の助成」と回答した世帯が77票（20.3%）、「地震時によく揺れる箇所のマップの公表など危険な地域に関する情報提供」と回答した世帯が66票（17.4%）、「技術者や相談窓口の拡充」と回答した世帯が60票（15.8%）と続きます。

旧耐震基準で建設された昭和55年以前に建設された住宅では最も多かった回答は「耐震改修工事費用の助成」と回答した世帯で56票（有効回答137票の40.9%、以下同様）でした。ついで「地震時によく揺れる箇所のマップの公表など、危険な地域に関する情報提供」と回答した世帯が24票（17.5%）、「耐震診断費用の助成」と「技術者や相談窓口の充実」と回答した世帯が共に21票（15.3%）と続きます。

②考察

町で充実させてもらいたい施策としては、耐震改修及び耐震診断費用の助成、ゆれやすさマップの公表、相談窓口の充実等が上位に求められています。

図6-22 住宅耐震化を進める上で、充実させてもらいたい施策



7. 耐震改修促進のための課題

(1) 地震想定・住宅・建築物の状況からみた問題

① 石狩低地東縁断層帯主部が真下にあるなど地震の可能性が高い

本町は、平成 15 年に十勝沖地震で被害を受けるなど、近年においても地震被害を受けています。また、厚真町の行政区域北東部に、「石狩低地東縁断層帯主部」という活断層帯が位置しています。さらに、全国どこでも起こりうる直下型の地震も考慮すると、地震被害を受ける可能性が高い地域であり、このような地理的条件にあることを十分に自覚した上で、日常生活、社会活動を行うことが大切です。

② 建物の約半数が被害を受ける

被害推計によると、建物の被害が最も大きい石狩低地東縁断層帯主部で地震が発生したと想定し、全壊、倒壊併せて約半数の建物が被害を受けると推計されます。

また、朝夕の食事の準備時間、冬期の暖房期に地震が発生すると、地震被害にあわせ火災被害も考えられます。

さらに、夜間、就寝時間や冬の積雪時に遭遇すると、人的被害も大規模化する危険性があります。

③ 人口の減少から高齢者、子どもなどが避難する地域力が低下

少子化、高齢化、人口減少に伴い、地域には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦など、災害発生時に、自力で避難が困難な方が多数、住宅地や住宅に暮らしています。

地震が日中に発生し、世帯主などが職場にいるときなどには、自力で避難することが求められますので、日頃から、家庭や地域での情報交換や避難活動の準備が求められます。

(2) 地震想定・住宅・建築物の状況からみた耐震改修促進に向けた課題

①総合的な災害対策の一環としての取組

地震は、結果として建物倒壊、火災発生など2次災害を誘発する危険性があります。木造建物の耐震化、非木造建物の安全性の再確認を行い、地域防災計画、消防等とも連携を図り、例えば自治会単位での避難訓練による日頃から避難施設、避難路を把握しておく、避難の際に配慮すべき高齢者世帯の位置確認など、日常的な対策を講じ、総合的な災害対策、地域活動の一環として、地震対策を進めることが大切です。

②住宅・建築物の耐震化の推進

厚真町では、住宅の約3割、非住宅建物の約半数が耐震性が不足している建物と推測できます。大地震における人的被害の多くは、住宅や建物の倒壊によるものとされていますので、地震被害の軽減のために、住宅・建築物の耐震化を推進することが必要です。

③避難施設の耐震化

地域防災計画で指定されている避難施設の中で、総合福祉センターや各地域の生活会館、さらには災害時のセンターとなる庁舎等で耐震性を有しているか未確認の施設については、早急に安全性の確認と必要に応じて耐震補強工事の導入を図る必要があります。

④住民意識の啓発

災害で被害を受けるのは、高齢者、子ども、妊婦などであり、個人財産の逸失や家族の傷病は、全ての町民にとって大きな被害、負担をもたらします。

日頃から、家庭内、自治会、職場内で、災害に対する関心を高め、災害被害の軽減や避難行動について、住民意識を啓発することが必要です。そのためには、パンフレットの配布や相談業務等わかりやすく、実行可能で、効果的な施策の導入が必要です。

(3) 住民意向からみた耐震改修促進に向けた課題

住民意向からは、自分の住宅への耐震性能への不安や正確な知識が普及されていないこと、耐震改修に向けては経済的問題が大きいことなど耐震改修促進に向けた各種の意向が把握されました。以下に耐震改修促進に向けた課題を整理しました。

(3-1) 費用面での助成

- ①自己負担3万円以下の耐震診断助成制度
- ②耐震改修工事助成制度
- ③家具転倒防止対策等の道具の購入助成

(3-2) 啓発普及

- ①耐震向上に係わる知識の啓発普及
- ②助成制度の啓発普及
- ③広報、パンフレットのみならず新聞、テレビ、ラジオ等を活用した啓発普及
- ④簡単な補強工事方法の啓発
- ⑤工事業者等への講習会等の開催や指導
- ⑥地震特性と建物類型にあわせたきめ細かい工事実施マニュアルの作成
- ⑦工事業者の信用を付与するためのリストの作成
- ⑧ゆれやすさマップ等の公表

(3-3) 体制の整備

- ①福祉部局等他の部局と連携したリフォーム対応
- ②相談体制の充実

8. 基本目標

(1) 基本理念

本計画は、耐震改修促進法や北海道耐震改修促進計画等を踏まえてながら、厚真町の既存建物の耐震改修を促進することにより、厚真町内における建築物の耐震性向上を図り、安全で安心な暮らしを実現することを目的とするものです。

本計画は、第3次厚真町総合計画における基本目標である「美しい緑のふるさとづくり」の「安全で心地よい暮らし」を住宅・建築物の耐震化を促進する視点から実現するための個別計画として、その基本理念を以下とおります。

地震に強い住宅・建築物の確保による安全で心地よい暮らしの実現

(2) 基本目標

本計画の基本理念の実現を目指すため、基本目標を以下のとおり定めます。

【基本目標1 耐震性を有する住宅・建築物の整備促進】

大規模地震時の住宅・建築物の倒壊等による町民の生命及び財産を守るため、耐震診断や耐震改修に関する相談の場の確保、講習会の紹介等による技術者育成支援、所有者への助成や支援等により耐震性を有する住宅・建築物の整備を促進します。

あわせて地震被害や住宅・建築物の耐震改修促進のため住民の意識啓発を図ります。

■基本施策1：耐震診断・改修促進に向けた環境整備

- ①耐震診断・改修等に係わる相談体制の整備
- ②耐震診断・改修等に係わる情報提供の充実
- ③耐震診断・改修技術等講習会の紹介
- ④耐震診断・改修促進のための所有者等への支援
- ⑤地震時に通行を確保すべき道路沿道の耐震化の推進
- ⑥地震時の総合的な建築物の安全対策の推進

■基本施策2：町民への啓発・知識の普及

- ①ゆれやすさマップの作成・公表
- ②住宅・建築物の地震防災対策普及ツールの作成・配布
- ③一般向けセミナー等の紹介
- ④自治会等との連携

【基本目標 2 公共による地震に強いまちづくりの推進】

公共建築物は、多数の町民利用はもとより、災害時の拠点施設や避難施設として機能することから、計画的な耐震化を促進し、地震に負けないまちづくりを推進します。

また、北海道等所管行政庁と連携を図り、特定建築物をはじめする耐震化の促進を推進します。

■基本施策 3：公共による地震に強いまちづくりの推進

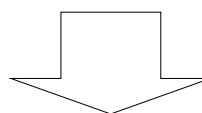
- ①公共建築物の計画的な耐震化の促進
- ②所管行政庁との連携

(3) 住宅・建築物の耐震化の数値目標

住宅及び多くの者が利用する建築物（特定建築物）における耐震化の目標については、国の基本方針、「北海道耐震化促進計画」を踏まえ、以下のとおり設定します。

表 8 - 1 建築物の耐震化の目標

建物用途	H19 総数	耐震性を有する建築物の数	耐震化率 H19	H27 耐震化率（自然更新）		
				総数	耐震性を有する建築物数	耐震化率
住宅	2,435	1,725	70.8%	2,595	1,965	75.7%
特定建築物	5	5	100.0%			
公共施設	152	115	75.7%			



建物用途	H27 耐震化率（目標）
住宅	90 %
特定建築物	100 %
公共施設	90 %

表 8 - 2 目標を達成するための耐震改修目標戸数

建物用途	H27 耐震化率（自然更新）			H27 耐震化率（目標）	
	総数	耐震性を有する建築物数	耐震化率	改修必要数	耐震化率
住宅	2,595	1,965	75.7%	民間戸建て 367 件 公共 4 件	90.0 %
特定建築物					
公共施設				22 件	90.0 %

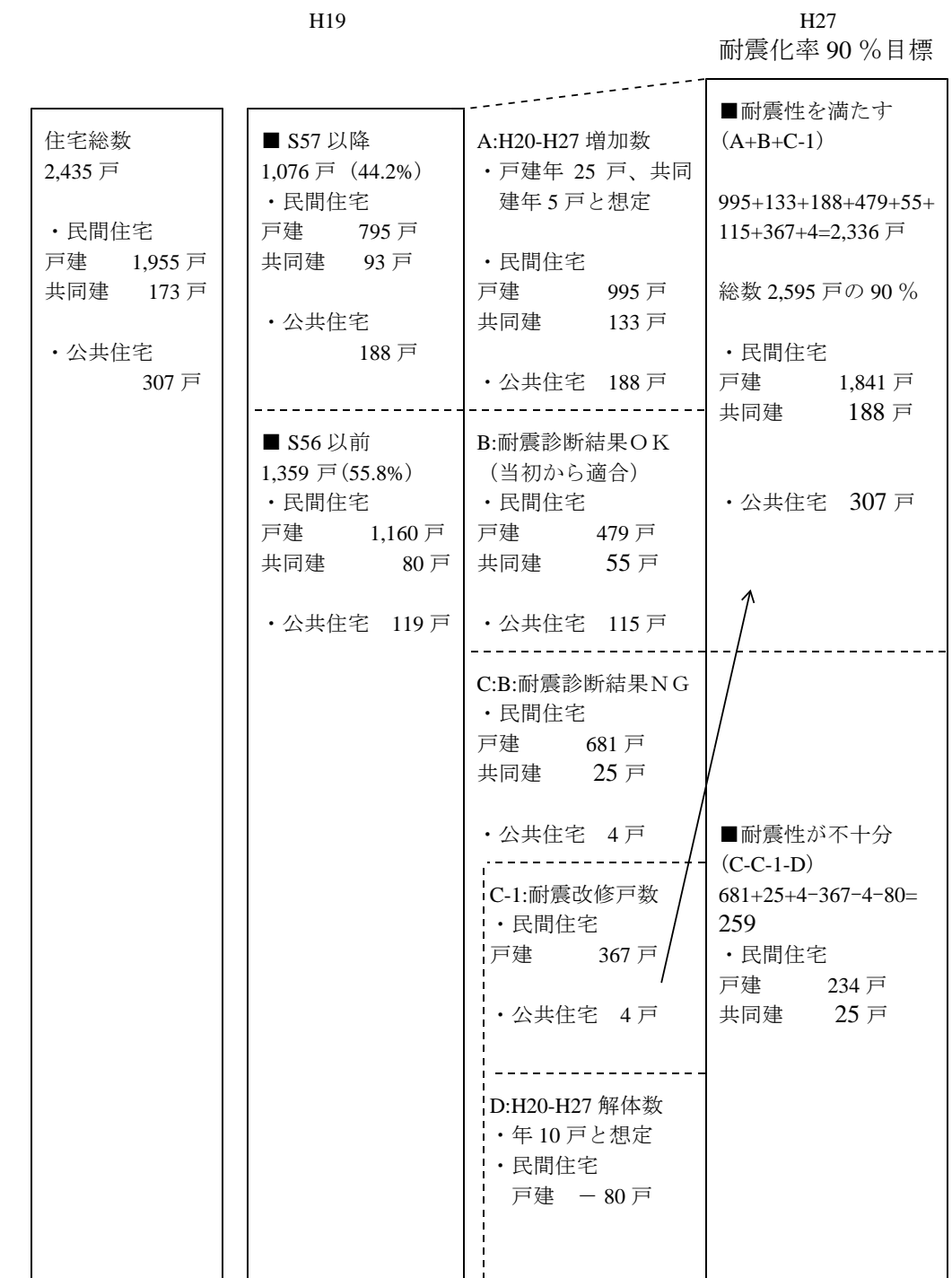
(参考2) 住宅の耐震化率の算出方法について

住宅の耐震化率の算出においては、

A:H20-H27 増加数

B:s56 年以前住宅 耐震診断結果 ok の棟数：12%（国の想定値）36%（道の想定値）

C:s56 年以前住宅 耐震工事数 の設定値によって変化する。



参考図 住宅の耐震化率の算出

(4) 町が所有する公共建築物の耐震化の目標

・町が所有する公共建築物については、

- ①公共住宅
- ②特定建築物であるスポーツセンター
- ③地域防災計画における避難施設
- ④不特定多数が使用する大規模施設
- ⑤ライフラインや産業上重要な施設

を中心としながらその他の公共施設を含めて耐震化を促進するものとし、以下のとおり設定します。

また、公共施設の中には、防災拠点となる施設も含まれるため諸般の事情等を調整しつつ優先的に防災拠点施設としての耐震化に努めます。

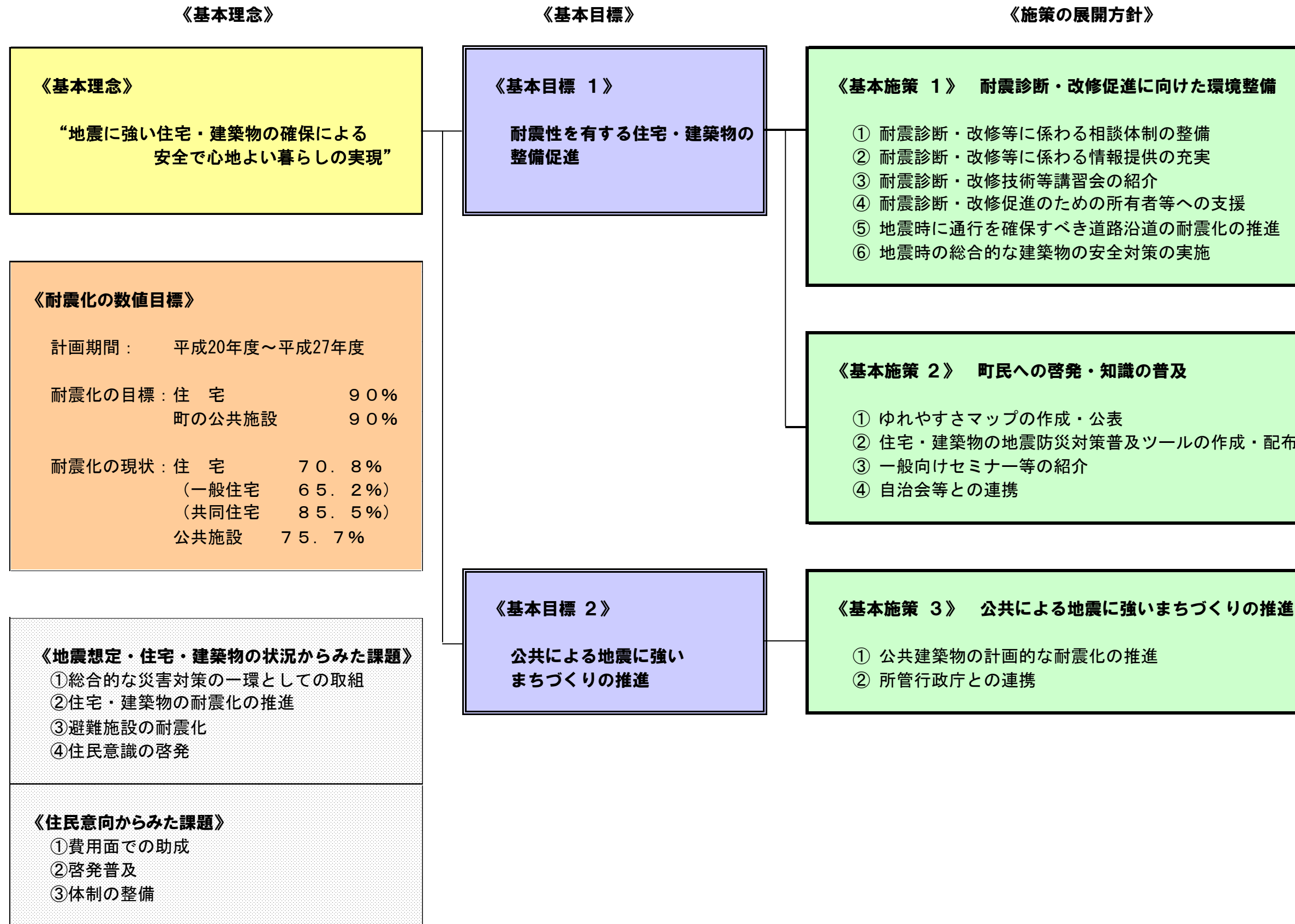
- ①公共住宅は下表に示す通りであり、順次耐震診断を行い、耐震性を確認するとともに、公営住宅の建替や必要な修繕を実施し、耐震化率 100 % を目標とします。
- ②スポーツセンター（特定建築物と重複）及び総合福祉センターは平成 20 年度に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修を実施します。
- ③防災計画避難施設のうち、耐震性未確認な厚南会館等について、速やかに耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修を実施します。
- ④不特定多数が使用する大規模施設として児童会館の耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修を実施します。
- ⑤重要な施設として上厚真浄水場、消防庁舎、役場、厚真町共同野菜集荷貯蔵施設、除雪センターの耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修を実施します。

表 8-3 町が所有する公共住宅の種類

	30㎡未満	30㎡以上 40㎡未満	40㎡以上 50㎡未満	50㎡以上 60㎡未満	60㎡以上 70㎡未満	70㎡以上	戸数
合計	0	22	24	36	129	96	307
小計 S56以前建築	0	6	24	36	41	12	119
教員住宅	0	2	2	2	19	21	46
	0	2	2	2	16	3	25
特公賃住宅	0	0	0	0	0	12	12
	0	0	0	0	0	0	0
職員住宅	0	0	0	0	8	0	8
	0	0	0	0	8	0	8
巡查住宅	0	0	0	0	1	0	1
	0	0	0	0	0	0	0
町有住宅（庶民）	0	0	2	4	5	1	12
	0	0	2	4	5	1	12
単身者住宅	0	16	0	0	0	0	16
	0	0	0	0	0	0	0
公営住宅	0	4	20	30	96	54	204
	0	4	20	30	12	0	66
消防職員住宅	0	0	0	0	0	8	8
	0	0	0	0	0	8	8

※ 上記戸数は、平成 19 年 8 月 15 日時点のもの

(5) 施策の体系



9. 施策の展開方針

9-1. 基本目標1：耐震性を有する住宅・建築物の整備促進

(基本施策1) 耐震診断・改修促進に向けた環境整備

(1) 耐震診断・改修等に係わる相談体制の整備

近年は、悪質リフォーム、アスベスト、耐震偽装など住宅を取り巻く社会的な問題が生じており、相談件数は増加傾向にあります。

これらの問題に対応するため、町では、相談窓口の設置を行います。なお相談窓口においては、耐震診断・改修のほか、住宅の一般相談や高齢化リフォームに関する相談にも対応できるよう、福祉部局との連携を図り体制の整備を図ります。

■主な施策

- 耐震診断・改修等に係わる相談窓口の整備
- 福祉部局と連携した相談体制の整備

(2) 耐震診断・改修等に係わる情報提供の充実

住宅取得者など消費者が多様な選択肢から自己ニーズを的確に実現できるように、(財)建築指導センターと連携し、住まいやまちづくりに関する各種情報の提供を行います。また、町のインターネットを活用し、耐震診断に関する情報を提供します。

■主な施策

- 耐震診断・改修等に係わる情報提供（広報誌を活用した耐震改修ニュースなど）
- 町のホームページ内に耐震診断に関する情報を提供（リンク集など）

(3) 耐震診断・改修技術等講習会の紹介

耐震改修工事は、十分な技術的知見を有する建築士等が行った詳細な耐震診断結果に基づいて実施することが重要ですが、住宅・建築物の耐震化に関して、十分な技術・知識を有している建築士等は多くはない状況にあります。

そこで町では北海道や地域の建築関係団体と連携し、講習会を開催の紹介をします。

北海道では、耐震診断、改修等講習会を受講した建築士等専門家の存在を把握し、名簿等を閲覧しています。町でもこれらと連携を図り、町内の講習会受講者の増加を図ります。

■主な施策

- 耐震診断・改修技術講習会の紹介
- 講習会受講技術者名簿の閲覧（北海道ホームページ）

(4) 耐震診断・改修促進のための所有者等への支援

住宅の耐震化は、一義的には所有者の責務として実施すべきことですが、住宅については町民生活の基盤としてストック数も多く、また、その費用負担が耐震化を阻害する一因ともなりうることから、耐震診断・改修促進を図るため所有者の支援の検討が必要です。

耐震診断は、所有者が耐震改修を必要とするか否かを判断する上で必要な調査であり、耐震診断を実施することで、防災意識の向上、地震に対する不安解消に寄与するものです。

町では、国及び北海道の耐震改修に関する助成制度と連動した住宅の耐震、改修費用の助成制度の創設を行います。さらに北海道の無料耐震診断を定期的に周知するとともに町職員の研修を実施し、町独自で簡易診断が可能な体制の整備を検討します。

■主な施策

- 国及び北海道の耐震改修促進に関する助成制度と連動した住宅の耐震診断改修費用の助成制度の創設
- 町職員の研修による町の無料診断実施への取組の検討

(参考) 耐震改修税制について

○ 住宅に係る耐震改修促進税制

■ 【所得税減税】

個人が、平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 12 月 31 日までの間に、一定の区域内※において、旧耐震基準（昭和 56 年 5 月 31 日以前の耐震基準）により建設された住宅の耐震改修工事を行った場合、当該耐震改修工事に要した費用の 10 %相当額（20 万円を上限）を所得税額から控除する。

※ 住宅改修のための一定の事業を定めた以下の計画の区域

- ・「地域における多様な住宅需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法」の地域住宅計画
- ・「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の耐震改修促進計画
- ・「住宅耐震改修促進計画（地方公共団体が地域の安全を確保する見地から独自に定める計画）」

■ 【固定資産税】

旧耐震基準により建設された住宅について、一定の耐震改修工事を行った場合、当該住宅に係る固定資産税額（120 ㎡相当部分まで）を以下のとおり減額する。

- ① 平成 18 年から 21 年に工事を行った場合：3 年間 1 / 2 に減額
- ② 平成 22 年から 24 年に工事を行った場合：2 年間 1 / 2 に減額
- ③ 平成 25 年から 27 年に工事を行った場合：1 年間 1 / 2 に減額

○ 事業用建築物に係る耐震改修促進税制（所得税、法人税）

事業者が、平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までに、耐震改修促進法第 6 条の特定建築物（事務所、百貨店、ホテル、賃貸住宅等の多数の者が利用する一定規模以上の建築物）について、同法の認定計画に基づく耐震改修を行った場合で、当該特定建築物につき耐震改修に係る所管行政庁の指示を受けていないものを対象として、耐震改修に要した費用の 10 %の特別償却ができる措置を講ずる。

(5) 地震時に通行を確保すべき道路沿道の耐震化の推進

北海道では、地震直後から発生する緊急輸送を円滑に実施するために、北海道緊急輸送道路ネットワーク計画に指定する道路（北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会）を地震時に通行を確保すべき道路（以下、緊急輸送道路という）として指定しています。

このうち、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急、消化活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から、第1次緊急輸送道路区分の道路については、「特に重要な緊急輸送道路」として指定し、沿道の特定建築物について、計画期間について優先的に耐震化を図ることとしています。

本計画に位置づける緊急輸送道路は次の1及び2の道路を指定します。

これらの道路は本計画に位置づけるとともに、町防災計画に平成20年度の早い時期に位置づけをし、沿道建築物の耐震化に取り組むこととします。

1. 厚真町内に位置する緊急輸送道路（北海道計画に位置づけられているもの）

・第1次緊急輸送道路

- ①日高自動車道
- ②国道235号
- ③道道千歳鷗川線

・第2次緊急輸送道路

- ①町道京町1号線の一部（役場前から道道千歳鷗川線間）

2. 「厚真町の2つの市街地を結ぶ道路」、「防災拠点と各地区避難施設を結ぶ道路」、及び「これら道路と北海道耐震改修計画に位置づけられた道路を結ぶ道路」の3種類の道路として道道厚真浜厚真停車場線の一部他35路線

（68頁 資料2. 地震時に通行を確保すべき道路参照）

■主な施策

- 北海道と連携した緊急輸送道路沿道特定建築物の耐震化促進

(6) 地震時の総合的な建築物の安全対策の推進

これまでの地震被害では、住宅・建築物の倒壊のほか、敷地やがけ地の崩壊等による人的被害も発生しています。

町では、がけ地崩壊の危険性を避けるために既にながけ地近接等危険住宅移転事業を進めており、今後も本事業を進め、地震時の総合的な建築物の安全対策を推進します。

■主な施策

- がけ地近接等危険住宅移転事業の推進

(基本施策2) 町民への啓発・知識の普及

(1) ゆれやすさマップの作成・公表

地域において発生のおそれのある地震やそれによるゆれやすさ等を住民に伝えることにより、地震に対する注意喚起と防災意識の高揚を図るためには、住民にとって理解しやすく、身近に感じられるゆれやすさマップの提示が有効です。

こうしたゆれやすさマップを地方公共団体で活用することで、重点的、計画的な地震対策の推進が可能となることから、町では想定地震によるゆれやすさマップを作成・公表します。

■主な施策

- ゆれやすさマップの作成・公表

(2) 住宅・建築物の地震防災対策普及ツールの作成・配布

建築物の地震防災対策に関する所有者等への啓発、知識の普及を図るため、住宅・建築物の耐震診断や耐震改修などの必要性や効果、住宅リフォーム全般に関するポイントや手順などを周知する必要があります。

北海道が作成した各種パンフレットをセミナー、イベントなどを通じて配布するとともに、特定建築物所有者に対する説明会開催などで配布するなど、建築物の耐震化について積極的な周知に努めます。

■主な施策

- リーフレット等を活用した所有者等への普及・指導の強化
- パンフレット等普及啓発ツールの配布

「安心・快適リフォームのススメ! (平成17年北海道建設部建築指導課)」
「誰でもできるわが家の耐震診断 ((財)日本建築防災協会)」など



普及啓発パンフレット

(3) 一般向けセミナー等の紹介

住宅建築物の耐震診断や耐震改修の必要性や効果についての知識の普及を図るため、建築関係団体等と連携し、一般向けにリフォームセミナー等を紹介します。

また、リフォーム工事や増改築は、耐震改修を実施する好機であることから、これらの工事とあわせて耐震改修が行われるよう、所有者等に対してリフォームセミナー等の紹介を通じて普及啓発を図ります。

■主な施策

- 一般向けリフォームセミナー等の紹介

(4) 自治会等との連携

地震防災対策は地域におけるきめ細かい取り組みが重要です。

地域において自治会等は災害時対応において重要な役割を果たすほか、平時においても地域における地震時の危険箇所の点検や住宅・建築物の耐震化のための啓発活動を行うことが期待されます。

また、地域に根ざした専門家や自主防災組織の育成、NPOとの連携など幅広い取り組みが必要です。

町は、このような地域単位の取り組みを支援する施策として、地震防災マップの配布、自治会の要望に応じた説明会、相談会などを行います。

■主な施策

- 地域防災計画による自主防災組織や自治会との連携

9-2. 基本目標2：公共による地震に強いまちづくりの推進

(基本施策3) 公共による地震に強いまちづくりの推進

(1) 公共建築物の計画的な耐震化の促進

公共建築物は、多数の町民利用はもとより、災害時の拠点施設や避難施設として機能することが求められることから、計画的な耐震化を促進します。

こうしたことから、町有の特定建築物と避難施設でありながら耐震診断が未定な総合体育館について平成27年までに耐震化を進めます。

また、公共住宅についても民間を先導する意味でも計画期間内での耐震化を進めます。

(再掲)

- ①公共住宅は下表に示す通りであり、順次耐震診断を行い、耐震性を確認するとともに、公営住宅の建替や必要な修繕を実施し、耐震化率100%を目標とします。
- ②スポーツセンター（特定建築物と重複）及び総合福祉センターは平成20年度に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修を実施します。
- ③防災計画避難施設のうち、耐震性未確認な厚南会館等について、速やかに耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修を実施します。
- ④不特定多数が使用する大規模施設として児童会館の耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修を実施します。
- ⑤重要な施設として上厚真浄水場、消防庁舎、役場、厚真町共同野菜集荷貯蔵施設、除雪センターの耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修を実施します。

(2) 所管行政庁との連携

①耐震改修促進法に基づく指導等

耐震改修促進法に基づき、所管行政庁（本町の場合は北海道）は、特定建築物所有者に対する措置として、以下の指導等を段階的に行います。

本町においても北海道と連携し、特定建築物の耐震化の促進を推進します。

■主な施策

- 特定建築物の所有者に対する指導等（所管行政庁と町との連携）

表 9 - 1 耐震改修促進法に基づく指導等（特定行政庁：北海道）について

対象	<ul style="list-style-type: none"> ■指導・助言対象 <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園・保育所：2階・500㎡以上 ・小・中学校：2階・1000㎡以上 ・老人ホーム等：2階・1000㎡以上 ・一般体育館：1000㎡以上（階数要件なし） ・その他の多数利用の建築物：3階・1000㎡以上（現行どおり） ・道路閉鎖させる住宅・建築物 ・危険物を取り扱う建築物 ■指示・立ち入り対象 <ul style="list-style-type: none"> ・一般体育館：2000㎡以上（階数要件なし） ・その他の多数利用の建築物：3階・2000㎡以上 ・幼稚園・保育所：2階・750㎡以上 ・小・中学校：2階・1500㎡以上 ・老人ホーム等：2階・2000㎡以上 ・危険物を取り扱う建築物：500㎡以上
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> (1) 特定建築物台帳の整備 (2) 指導・助言 特定建築物所有者に、耐震化を促すリーフレット、パンフレットを送付予定(H19年度) (3) 指示・報告徴収または立ち入り検査
公表	<p>特定建築物の所有者が正当な理由がなく指示に従わない場合、必要に応じて北海道のホームページに公表する。</p>

②建築基準法による勧告または命令

建築基準法では、耐震改修促進法に基づく指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、特定建築物の所有者が必要な対策を取らなかった場合には、所管行政庁（本町の場合は北海道）は、勧告または命令*を行うことができるとされています。

本町においても北海道と連携し、必要に応じた対応を行っていきます。

*建築基準法による勧告または命令：

構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については、建築基準法第 10 条第 3 項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第 1 項の規定に基づく勧告や同条第 2 項の規定に基づく命令を行うことができます。とされています。

■主な施策

- 特定建築物の所有者に対する指導等（所管行政庁と町との連携）

③「(仮称) 全道建築物等地震対策推進協議会」との連携

北海道耐震改修促進計画では、住宅・建築物の耐震化をはじめとした災害予防対策と被災建築物の応急危険度判定の実施体制の整備を一体的に行う組織体制のあり方を検討し、道内の建築物等の総合的な地震対策を推進する場として、「(仮称) 全道建築物等地震対策協議会」の設置を位置づけています。

本町においてもこれら協議会と連携とり、北海道、市町村、各団体が一体となった建築物等の耐震化推進を進めていきます。

■主な施策

- 「(仮称) 全道建築物等地震協議会」と連携した各種施策の推進

9-3. 今後3カ年の事業量について

今後、3カ年の事業量の目標量は以下に示すとおりです。

(1) 民間耐震改修事業量について

平成20年度： 0件、啓発普及が中心

平成21年度： 3件

平成22年度： 10件

*平成23年度から平成27年度 354件

(2) 公共に関する耐震改修事業（診断）

平成20年度： 2件

平成21年度： 4件

平成22年度： 2件

*平成23年度から平成27年度 14件

10. 重点的に取り組む施策

本町が重点的に取り組む施策は、以下のとおりです。

重点施策1：町による簡易耐震診断実施に向けた研修
重点施策2：既存住宅耐震化改修費補助事業の創設
重点施策3：スポーツセンター、総合福祉センターの耐震診断・改修の実施

(1) 町による簡易耐震診断実施に向けた研修

現在、胆振支庁では無料の簡易耐震診断を実施しており、本町においても希望者は紹介しているところですが、室蘭まで行かなければならないなど、希望者の不便も多いことから、町職員が研修し、町において簡易耐震診断を実施できる体制を構築します。

名 称	無料簡易耐震診断
概 要	町職員による無料の簡易耐震診断を実施し、町民負担を軽減するとともに、速やかな助成の実施を目指し、当面は町職員の研修を実施しなるべく早い時期に実施する。
主 体	厚真町
時 期	前期（平成20年4月～平成21年4月）
備 考	平成22年4月からの診断実施を目指す。

(2) 既存住宅耐震化改修費補助事業の創設

国及び北海道の耐震改修助成と連動して、耐震化改修費補助事業を創設します。

国及び北海道の助成制度に変更があった場合には、その内容にあわせて町の助成制度を適宜変更します。

名 称	厚真町既存住宅耐震診断事業
概 要	厚真町内にある既存住宅の耐震診断を行う者に対して、その費用の一部を助成し、既存住宅の耐震改修の促進を図ることを目的とする
主 体	厚真町
時 期	平成 21 年 4 月より
備 考	対象住宅は、昭和 56 年以前の旧耐震基準で建てられた町内の戸建て住宅や共同住宅等（各種要件あり）に対し、住宅の面積等に応じて、診断費用の一部を補助、ただし上限あり。

名 称	厚真町既存住宅改修事業
概 要	厚真町内にある既存住宅の耐震改修を行う者に対して、その費用の一部を助成し、既存住宅の耐震改修の促進を図り、建物の倒壊等による地震被害の軽減を目的とする。
主 体	厚真町
時 期	平成 21 年 4 月より
備 考	対象住宅は、昭和 56 年以前の旧耐震基準で建てられた町内の戸建て住宅や共同住宅等（各種要件あり）に対し、耐震改修費用の一部を補助。また、各種税の減税を受けるための証明書を発行

(3) スポーツセンター、総合福祉センターの耐震診断・改修の実施

特定建築物であるスポーツセンターと不特定多数のものが使用する大規模施設である総合福祉センターについては、耐震性が未確認なことから速やかに耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修を実施します。

名 称	スポーツセンター・総合福祉センター耐震改修事業
概 要	スポーツセンター、総合福祉センターについて耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修を実施する。
主 体	厚真町
時 期	平成 20 年度：スポーツセンター、総合福祉センターの耐震診断 その後、診断結果を踏まえ、必要に応じて改修の実施予定
備 考	耐震診断の結果により、耐震改修の実施時期は適宜変更

1.1. 計画の推進に向けた今後の検討課題

(1) 行政と自治会等の住民の協働による町民意識の啓発

耐震改修を促進するためには、特に新耐震基準以前に建てられた建物所有者による「自分の家は大丈夫だ」といった必ずしも正しくない認識が是正され、耐震改修に関する関心が喚起され、正しい知識が普及することが必要です。

また、現在の技術では地震は防ぐことができないため、地震による被災の際の高齢者等の避難を含めて自治会が自主的に活動することが必要です。

こうした状況を踏まえ、自治会での説明会の開催や地震避難訓練の実施、自主防災組織の構築等行政と住民の協働による町民意識の啓発が必要です。

(2) 既存住宅耐震診断、改修費補助事業普及推進

日常生活の中心となる住宅の耐震化は、被害軽減において特に重要です。

耐震診断・耐震改修は、所有者が自ら行う必要がありますが、これらの実施にあたってはアンケートにおいても、費用面での負担が妨げになっていることが伺えます。

厚真町では「既存住宅耐震診断事業」、「既存住宅耐震改修費補助事業」を創設することから、広報や窓口等を通し、制度の紹介を行い、より多くの町民への普及推進を図ることが必要です。

(3) 行政と関係団体などが連携した、技術者の技術力向上

厚真町においては、耐震診断・耐震改修に関する十分な知識を有している建築士や工務店等の専門技術者があまり多くない状況にあります。

今後、建築士会が建設業協会等関係団体と連携し、講習会への参加や情報交換を図り、技術者の技術力の向上を図ることが必要です。

資料編

資料 1 : 策定の推進体制-----	64
資料 2 : 地震時に通行を確保すべき道路-----	68
資料 3 : 耐震改修必要戸数の算定-----	70
資料 4 : 北海道耐震改修促進計画の概要-----	71
資料 5 : 建築物の耐震改修の促進に関する法律・政令・告示-----	72

資料 1. 策定の推進体制

厚真町耐震改修促進計画策定事業は、策定委員会、作業部会を組織し、策定したものです。

策定委員会及び作業部会の構成員は、以下のとおりです。

委員会委員		
委員長	副 町 長	畑 嶋 征 二
委 員	総 務 課 長	兵 頭 利 彦
	総 務 課 参 事	宮 坂 尚 市 朗
	町 民 課 長	山 田 政 紀
	保 健 福 祉 課 長	清 水 俊 宣
	社 会 福 祉 協 議 会 事 務 局 長	加 藤 恒 光
	ま ち づ く り 推 進 課 長	馬 場 和 弘
	ま ち づ く り 推 進 課 参 事	近 藤 泰 行
	産 業 経 済 課 長	佐 々 木 弘
	交 流 促 進 セ ン タ ー 支 配 人	新 飯 田 治
	建 設 課 長	長 橋 政 徳
	上 厚 真 支 所 長	宮 澤 正 明
	教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長	紺 屋 勝 美
	同 上 参 事	當 田 昭 則
	胆 振 東 部 消 防 組 合 厚 真 支 署 長	宮 本 弘 光

オブザーバー 北海道胆振支庁室蘭土木現業所
企画総務部建設指導課

別表第 2

作業部会構成員				
部 会 員	総 務 課	財 政 行 革 グ ル ー プ	参 事	宮 坂 尚 市 朗
		総 務 人 事 グ ル ー プ	主 査	當 田 美 範
	町 民 課	町 民 生 活 グ ル ー プ	主 幹	長 谷 川 栄 治
	保 健 福 祉 課		主 幹	遠 藤 秀 明
		京 町 保 育 園	副 園 長	飯 坂 一 子
		福 祉 グ ル ー プ	主 査	松 田 敏 彦
			主 査	加 藤 克 彦
		地 域 支 援 包 括 援 セ ン タ ー	主 査	津 田 祥 子
		社 会 福 祉 協 議 会 事 務 局	次 長	木 戸 知 二

まちづくり推進課			
	企画調整グループ	主査	若林 修一
	事業推進グループ	主査	大坪 秀幸
産業経済課			
	農政グループ	主幹	中川 信行
	商工観光・林務水産 グループ	主幹	岡部 公
	交流促進センター	副支配人	高安 正
建設課	土木グループ	主幹	岩田 善行
	同上	主査	真壁 英明
建築住宅グループ		主査	吉田 良行
	上下水道グループ	主査	酒井 精司
	上下水道グループ	主査	佐藤 義彦
	上厚真支所長		宮澤 正明
教育委員会生涯学習課			
	学校教育グループ	主幹	佐藤 照美
	社会教育グループ	主幹	中田 守
	学校給食センター	主査	矢幅 敏晴
	胆振東部消防組合	主幹	松永 忠昭

別表第3

事務局			
事務局長	建設課参事		西尾 茂
	建築・住宅グループ	主査	森本 雅彦
	同上	技師	橋本 一哉

厚真町耐震改修促進計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 厚真町における耐震改修促進計画策定（以下、「計画策定」という。）のため、厚真町耐震改修促進計画策定委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(計画の策定内容)

第2条 委員会は、町民の安全、安心を確保する観点から、地震被害の軽減を図るために公共、民間の住宅・建築物の耐震化を重要かつ緊急的な課題として、次の計画を策定する。

- ① 耐震化促進のため目標設定、耐震診断・耐震化の支援策に関する事項。
- ② 地震に対する安全性向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項。
- ③ その他総合的な地震対策の推進に関する事項。

(委員会の組織)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる委員で組織する。

2 委員長は、副町長があたるものとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は計画の策定の終了をもって満了する。

(作業部会の設置)

第5条 委員会に計画策定を補助するため別表第2に掲げる作業部会を置くものとする。

(事務局の設置)

第6条 委員会に事務局を置く。

2 事務局は、別表第3に掲げる職員で構成する。

(招集)

第7条 委員会及び作業部会は、委員長が招集する。

附 則

この要綱は、平成19年9月1日から施行する。

策定にあたっては、3回の策定委員会、2回の作業部会を開催しています。検討会議開催の経緯は、以下のとおりです。

■策定委員会

平成19年11月22日 第1回策定委員会・第1回作業部会合同会議

平成19年12月27日 第2回策定委員会

平成20年 2月29日 第3回策定委員会

■作業部会

平成19年11月22日 第1回策定委員会・第1回作業部会合同会議

平成19年12月21日 第2回作業部会

資料 2. 地震時に通行を確保すべき道路

地震時に通行を確保すべき道路 (緊急輸送道路) の指定について	厚真町耐震改修促進計画に位置づける地震時に通行を確保すべき道路として次のⅠ及びⅡを指定。	
	Ⅰ 北海道耐震改修促進計画に指定される次の道路	
	路線名	範 囲
	1 国道235号線 2 道道千歳鷗川線 3 日高自動車道 4 町道京町1号線の一部	(役場前から道道千歳鷗川線接続部)
	Ⅱ 厚真町の2つの市街地をを結ぶ道路、防災拠点と各地区避難所施設を結ぶ道路、及びこれら道路と北海道耐震改修計画に位置づけられた道路	
	路線名	範 囲
	1 道道厚真浜厚真停車場線の一部	(道道千歳鷗川線接続部から国道235号線接続部まで)
	2 町道かしわ公園通り線 3 町道本郷通り線の一部	(道道千歳鷗川線の接続部から町道かしわ公園通り線の接続部)
	4 町道福祉センター通り線 5 町道京町3号線 6 町道幌里本線の一部	(幌里生活会館から道道千歳鷗川線の接続部)
	7 道道夕張厚真線の一部 8 道道上幌内早来停車場線の一部	(高丘生会館から道道上幌内早来停車場線接続部) (幌内マナビィハウスから道道千歳川線接続部)
9 町道新町富里線の一部 10 朝日東和線 11 道道平取厚真線の一部 12 町道学園通り線	(東和生活館敷地から朝日東和線の一部) (宇隆生会館敷地から主要道道千歳鷗川線の接続部)	

13 町道新町中央線の一部	(新町6号線接続部)
14 町道新町6号線の一部	(厚真中学校敷地から新町中央線接続部)
15 町道新町美里線の一部	(道道千歳鷓川線から美里中央線接続部)
16 町道美里中央線	
17 町道豊川上厚真線	
18 町道豊沢共栄線	
19 道道富野軽舞線	
20 町道鯉沼開拓本線の一部	(町道大沼長沼線接続部から主要道道千歳鷓線の接続部)
21 町道大沼長沼線の一部	(町道鯉沼開拓本線接続部から鯉沼生活会館敷地接続部)
22 道道上厚真苫小牧線	
23 富野浜厚真線の一部	(浜厚真本線接続部)
24 浜厚真本線の一部	(浜厚真生会館敷地から国道235号線接続部まで)
25 鹿沼通学線の一部	(鹿沼マナビィハウスから道道千歳鷓川線の接続部)
26 町道京町1号線の一部	(役場前から道道平取厚真線接続部)
27 町道豊沢富野線の一部	(町道竜神沼線との接続部)
28 町道竜神沼線の一部	(町道豊沢富野線接続部と道道厚真浜厚真停車場線接続部及び厚南中学校敷地から道道富野軽舞線接続部)
29 町道厚南第13号線の一部	(町道共和線接続部)
30 町道共和線の一部	(厚南第13号線接続部から厚南第16号線接続部)
31 厚南第16号線	
32 道道豊川遠浅停車場線の一部	(豊川上厚真線接続部から道道厚真浜厚真停車場線接続部)
33 町道豊沢団地4号線の一部	(町道豊沢団地10号線接続部)
34 町道豊沢団地5号線の一部	(町道豊沢団地10号線接続部から町道豊沢団地中央線接続部)
35 町道豊沢団地10号線の一部	(町道豊沢団地4号線接続部から町道豊沢団地5号線接続部)
36 町道豊沢団地中央線の一部	(町道豊沢団地5号線接続部から道道千歳鷓川線接続部)

資料3. 耐震改修必要戸数の算定

表1 住宅の耐震化の状況(平成19年)

	総数 A=B+C	1982年以降建築		1981年以前建築				耐震性を有する I=B+D+F	耐震化率(%) J=I/A	必要耐震改修戸数 J=G-H	
		B	C	耐震性確認 D	推計値(%) E	耐震性有推計戸数 F=(C-D)*E	耐震性不十分 G=C-D-F				耐震工事不能(10%) H=G*10%
民間木造戸建て住宅	1,777	733	1,044	0	36%	376	668	67	1,109	62.41	601
民間非木造戸建て住宅	178	62	116	0	89%	103	13	1	165	92.7	12
民間木造共同住宅	113	93	20	0	12%	2	18	2	95	84.07	16
民間非木造共同住宅	60	0	60	0	89%	53	7	1	53	88.33	6
公共住宅	307	188	119	115			4		303	98.7	4
住宅合計	2,435	1,076	1,359	115		534	710	71	1,725	70.84	639

表2 特定建築物の耐震化の状況(平成19年)

	総数 A=B+C	1982年以降建築		1981年以前建築				耐震性を有する H=B+D+E	耐震化率(%) I=H/A	必要耐震改修戸数 J=F-G	
		B	C	耐震性確認 D	推計値(%) E	耐震性有推計戸数 F=(C-D)*E	耐震性不十分 G=C-D-E				耐震工事不能(10%) H=B+D+E
特定建築物(総合体育館除く)											
民間	5	0	5	5	5	0	0	0	5	100	0
公共	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	5	0	5	5	5	0	0	0	5	100	0

表3 防災計画避難施設の耐震化の状況(平成19年)

	総数 A=B+C	1982年以降建築		1981年以前建築				耐震性を有する H=B+D+E	耐震化率(%) I=H/A	必要耐震改修戸数 J=F-G
		B	C	耐震性確認 D	推計値(36%) E=(C-D)*36%	耐震性不十分 F=C-D-E	耐震工事不能(10%) G=F*10%			
防災計画避難施設	44	28	16	13		3		41	93.18	3

* 避難施設の耐震性未確認物件は総合福祉センター、厚南会館、総合体育館である。

表4 非住宅の耐震化の状況(平成19年)

	総数 A=B+C	1982年以降建築		1981年以前建築				耐震性を有する I=B+D+F	耐震化率(%) J=I/A	必要耐震改修戸数 J=G-H	
		B	C	耐震性確認 D	推計値(%) E	耐震性有推計戸数 F=(C-D)*E	耐震性不十分 G=C-D-F				耐震工事不能(10%) H=G*10%
木造非住宅											
民間	1,599	453	1,146	0	15%	172	974	97	625	39.09	877
公共	53	34	19			9	10	1	43	81.13	9
計	1,652	487	1,165	0	15%	175	990	99	662	40.07	891
非木造非住宅											
民間	1,655	727	928	0	15%	139	789	79	866	52.33	710
公共	99	67	32	0	15%	5	27	3	72	72.73	24
計	1,754	794	960	0	15%	144	816	82	938	53.48	734

表5 耐震化の推計(平成27年) 民間戸建て新築年平均25戸、民間木造共同建て新築年平均5戸、民間木造戸建て滅失年平均10件と推計

	H27住マセ帯数…参考 A	空き家…参考 B=C-A	総数 C=D+E	1982年以降建築		1981年以前建築				耐震性を有する K=D+F+H	全建物耐震化率(%) L=K/C	世帯数耐震化率(%)…参考 M=K/A	H27目標耐震化率(%)…参考 N	必要耐震改修戸数(全建物)…参考 O=C*N-K	必要耐震改修戸数(世帯数)…参考 O=A*N-K	
				耐震性確認 D	推計値(%) E	耐震性有推計戸数 F表1のF	耐震性有推計戸数 G	耐震性不十分 H=E-F	耐震工事不能(10%) I=E-F-H							耐震工事不能(10%) J=I*10%
民間木造戸建て住宅	1,031	866	1,897	933	964	376			588	59	1,309	69.0%	126.96	90%	398	-
民間非木造戸建て住宅	178	0	178	62	116	103			13	1	165	92.7%	92.7	90%	-5	-
民間木造共同住宅	129	24	153	133	20	2			18	2	135	88.2%	104.65	90%	3	-
民間非木造共同住宅	60	0	60	0	60	53			7	1	53	88.3%	88.33	90%	1	1
公共住宅	280	27	307	188	119	115			4		303	98.7%	108.21	100%	4	-
住宅合計	1,678	917	2,595	1,316	1,279	649			0	630	63	1,965	75.7%	90%	371	1

*平成27年の民間木造戸建て住宅戸数は住宅マスタープランによる持ち家1209戸から非木造178戸を差し引いた1031戸とした

*平成27年の民間木造共同住宅戸数は住宅マスタープランによる民営借家109戸+給与住宅159戸-公共給与住宅79戸=189戸となり、189戸-非木造共同建て60戸=129戸とした。

*平成27年の公共住宅戸数は、公営借家201戸+給与住宅のうち公共分(教員住宅46戸+職員住宅8戸+巡査住宅1戸+単身者住宅16戸+消防職員住宅8戸)

表6 特定建築物の耐震化の推計

	総数 A=B+C	1982年以降建築		1981年以前建築				耐震性を有する H=B+D+E	耐震化率(%) I=H/A	必要耐震改修戸数 J=F-G	
		B	C	耐震性確認 D	推計値(36%) E=(C-D)*36%	耐震性有推計戸数 F=C-D-E	耐震性不十分 G=F*10%				
特定建築物(総合体育館除く)											
民間	5	0	5	5	5	0	0	0	5	100	0
公共	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	5	0	5	5	5	0	0	0	5	100	0

表7 防災計画避難施設の耐震化の推計

	総数 A=B+C	1982年以降建築		1981年以前建築				耐震性を有する H=B+D+E	耐震化率(%) I=H/A	必要耐震改修戸数 J=F-G
		B	C	耐震性確認 D	推計値(36%) E=(C-D)*36%	耐震性有推計戸数 F=C-D-E	耐震工事不能(10%) G=F*10%			
防災計画避難施設	44	28	16	13		3		41	93.18	-

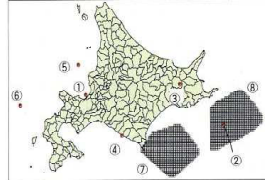
* 避難施設の耐震性未確認物件は総合福祉センター、厚南会館、総合体育館である。(診断により改修の有無の判定がなされる。)

資料 4. 北海道耐震改修促進計画の概要

北海道耐震改修促進計画 骨子 [計画期間平成18～27年度]

第1 道内で想定される地震による被害状況

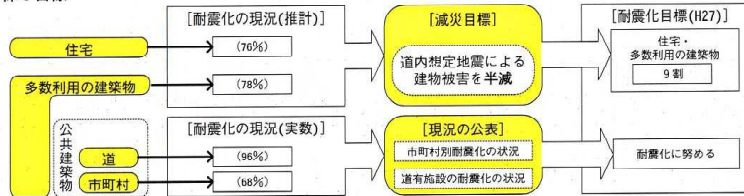
- ・道内では、これまで大規模な被害をもたらした地震が100回以上も発生
- ・道内で発生が想定されている8つのタイプの地震について、震度及び建築物被害を想定



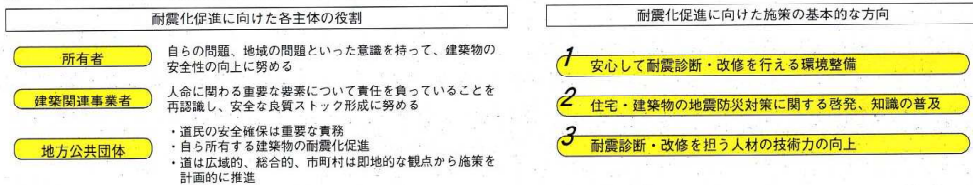
出典	番号	地震名称	全壊棟数
北海道地域防災計画 (地震防災計画編)	①	石狩地震	475
	②	北海道東部地震	1
	③	釧路北部地震	20
	④	日高中部地震	800
中央防災会議専門調査会	⑤	留萌沖地震	0
	⑥	後志沖地震	0
	⑦	十勝・釧路沖地震	1,935
	⑧	釧路・根室沖地震	57

第2 住宅・建築物の耐震化に係る目標

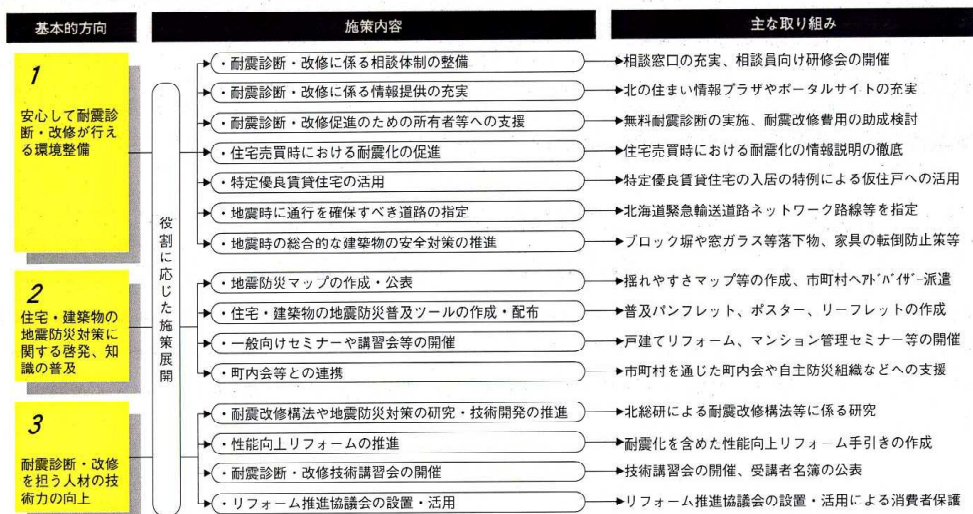
- ・住宅及び多数の方が利用する一定規模以上の建築物の耐震化目標をH27年度において9割と設定
- ・多数の方が利用する一定規模以上の公共建築物は、耐震化の状況を公表し、計画期間に耐震化に努める



第3 住宅・建築物の耐震化促進に向けた取り組み方針



第4 住宅・建築物の耐震化促進に向けた施策



第5 建築基準法による勧告または命令等についての所管行政庁との連携

- 所管行政庁(道及び10市)は、建築物所有者に対し、耐震改修促進法に基づく指導・助言、指示等を実施する。
- 地震に対する安全性について著しく危険な建築物所有者に対しては、建築基準法に基づく勧告、命令等を行うことができる。

第6 計画の推進に関する事項

- 市町村は、概ね2年以内に耐震改修促進計画の策定に努める。
- 計画の推進体制として、道及び市町村、建築関係団体で構成する「(仮) 全道建築物等地震対策推進協議会」を設置。また、庁内では「(仮) 北海道耐震改修促進会議」を設置

(資料：北海道ホームページより)

資料5. 建築物の耐震改修の促進に関する法律・政令・告示

建築物の耐震改修の促進に関する法律

(平成七年十月二十七日法律第二百二十三号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

(国、地方公共団体及び国民の努力義務)

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

(基本方針)

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
 - 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
 - 五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項
- 3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画等)

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
- 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
- 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
- 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項

五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合当該耐震診断及び耐震改修の促進を図るべき建築物の敷地に接する道路に関する事項

二 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第十条に規定する認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

三 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社及びその設立団体（地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第四

条第二項に規定する設立団体をいい、当該都道府県を除く。)の長の同意を得なければならない。

- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 6 前三項の規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。
- 7 市町村は、基本方針及び都道府県耐震改修促進計画を勘案して、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとする。
- 8 市町村は、前項の計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 特定建築物に係る措置

(特定建築物の所有者の努力)

第六条 次に掲げる建築物のうち、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（第八条において「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているもの（以下「特定建築物」という。）の所有者は、当該特定建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該特定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物であって、その敷地が前条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接するもの

(指導及び助言並びに指示等)

第七条 所管行政庁は、特定建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項を勘案して、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、次に掲げる特定建築物のうち、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものについて必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項を勘案して、必要な指示をすることができる。
- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定建築物
- 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定建築物
- 三 前条第二号に掲げる建築物である特定建築物

- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定建築物の所有者に対し、特定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物、特定建築物の敷地若しくは特定建築物の工事現場に立ち入り、特定建築物、特定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。
- 5 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 6 第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四章 建築物の耐震改修の計画の認定

(計画の認定)

第八条 建築物の耐震改修をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 建築物の位置
- 二 建築物の階数、延べ面積、構造方法及び用途
- 三 建築物の耐震改修の事業の内容
- 四 建築物の耐震改修の事業に関する資金計画
- 五 その他国土交通省令で定める事項

3 所管行政庁は、第一項の申請があった場合において、建築物の耐震改修の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定（以下この章において「計画の認定」という。）をすることができる。

- 一 建築物の耐震改修の事業の内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること。
- 二 前項第四号の資金計画が建築物の耐震改修の事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- 三 第一項の申請に係る建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定及び耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合せず、かつ、同法第三条第二項の規定の適用を受けているものである場合において、当該建築物又は建築物の部分の増築（柱の径若しくは壁の厚さを増加させ、又は柱若しくは壁のない部分に柱若しくは壁を設けることにより建築物の延べ面積を増加させるものに限る。）、改築（形状の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）を伴わないものに限る。）、大規模の修繕（同法第二条第十四号に規定する大規模の修繕をいう。）又は大規模の模様替（同法第十五号に規定する大規模の模様替をいう。）をしようとするものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の同法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなるものであるときは、前二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

- イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。
- ロ 工事の計画（二以上の工事に分けて耐震改修の工事を行う場合にあつては、それぞれの工事の計画）に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障の度、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くないものであること。
- 四 第一項の申請に係る建築物が耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第三条第二項の規定の適用を受けている耐火建築物（同法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。）である場合において、当該建築物について柱若しくは壁を設け、又は柱若しくははりの模様替をすることにより当該建築物が同法第二十七条第一項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
- イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建築基準法第二十七条第一項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。
- ロ 次に掲げる基準に適合し、防火上及び避難上支障がないと認められるものであること。
- (1) 工事の計画に係る柱、壁又ははりの構造が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。
- (2) 工事の計画に係る柱、壁又ははりに係る火災が発生した場合の通報の方法が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。
- 4 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、計画の認定をしようとするときは、所管行政庁は、あらかじめ、建築主事の同意を得なければならない。
- 5 建築基準法第九十三条の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について、同法第九十三条の二の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について準用する。
- 6 所管行政庁が計画の認定をしたときは、次に掲げる建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分（以下この項において「建築物等」という。）については、建築基準法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、同条第二項の規定を適用する。
- 一 耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第三条第二項の規定の適用を受けている建築物等であつて、第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合しているものとして計画の認定を受けたもの
- 二 計画の認定に係る第三項第三号の建築物等
- 7 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第四号の建築物については、建築基準法第二十七条第一項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定は、適用しない。
- 8 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認

又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、所管行政庁が計画の認定をしたときは、同法第六条第一項又は第十八条第三項の規定による確認済証の交付があったものとみなす。この場合において、所管行政庁は、その旨を建築主事に通知するものとする。

(計画の変更)

第九条 計画の認定を受けた者（第十三条第一項及び第三項を除き、以下「認定事業者」という。）は、当該計画の認定を受けた計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

(報告の徴収)

第十条 所管行政庁は、認定事業者に対し、計画の認定を受けた計画（前条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。次条において同じ。）に係る建築物（以下「認定建築物」という。）の耐震改修の状況について報告を求めることができる。

(改善命令)

第十一条 所管行政庁は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従って認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(計画の認定の取消し)

第十二条 所管行政庁は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

第五章 建築物の耐震改修に係る特例

(特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例)

第十三条 第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項を記載した都道府県の区域内において、特定優良賃貸住宅法第五条第一項に規定する認定事業者は、特定優良賃貸住宅の全部又は一部について特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する入居者を国土交通省令で定める期間以上確保することができないときは、特定優良賃貸住宅法の規定にかかわらず、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市の区域内にあっては、当該指定都市又は中核市の長。第三項において同じ。）の承認を受けて、その全部又は一部を特定入居者に賃貸することができる。

2 前項の規定により特定優良賃貸住宅の全部又は一部を賃貸する場合には、当該賃貸借を、借地借家法（平成三年法律第九十号）第三十八条第一項の規定による建物の賃貸借（国土交通省令で定める期間を上回らない期間を定めたものに限る。）としなければならない。

3 特定優良賃貸住宅法第五条第一項に規定する認定事業者が第一項の規定による都道府県知

事の承認を受けた場合における特定優良賃貸住宅法第十一条第一項の規定の適用については、同項中「処分」とあるのは、「処分又は建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第十三条第二項の規定」とする。

（機構の業務の特例）

第十四条 第五条第三項第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に機構による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、機構は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条に規定する業務のほか、委託に基づき、政令で定める建築物（同条第三項第二号の住宅又は同項第四号の施設であるものに限る。）の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。

（公社の業務の特例）

第十五条 第五条第三項第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、公社は、地方住宅供給公社法第二十一条に規定する業務のほか、委託により、住宅の耐震診断及び耐震改修並びに市街地において自ら又は委託により行った住宅の建設と一体として建設した商店、事務所等の用に供する建築物及び集団住宅の存する団地の居住者の利便に供する建築物の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。

2 前項の規定により公社の業務が行われる場合には、地方住宅供給公社法第四十九条第三号中「第二十一条に規定する業務」とあるのは、「第二十一条に規定する業務及び建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第十五条第一項に規定する業務」とする。

（住宅金融公庫の資金の貸付けの特例）

第十六条 住宅金融公庫が、認定建築物である住宅の耐震改修をしようとする認定事業者に対し、住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）第二十条第四項の規定による限度内において同法第十七条第五項の規定により資金を貸し付ける場合においては、当該貸付金を同法第二十一条第一項の表四の項に規定する優良住宅改良に係る貸付金とみなして、同項の規定を適用する。

第六章 耐震改修支援センター

（耐震改修支援センター）

第十七条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を支援することを目的として民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人その他営利を目的としない法人であって、第十九条に規定する業務（以下「支援業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、耐震改修支援センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

- 一 職員、支援業務の実施の方法その他の事項についての支援業務の実施に関する計画が、支援業務の適確な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の支援業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を

有するものであること。

三 役員又は職員の構成が、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 支援業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

五 前各号に定めるもののほか、支援業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

(指定の公示等)

第十八条 国土交通大臣は、前条の規定による指定（以下単に「指定」という。）をしたときは、センターの名称及び住所並びに支援業務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。

2 センターは、その名称若しくは住所又は支援業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

(業務)

第十九条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 認定事業者が行う認定建築物である特定建築物の耐震改修に必要な資金の貸付けを行った国土交通省令で定める金融機関の要請に基づき、当該貸付けに係る債務の保証をすること。

二 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する情報及び資料の収集、整理及び提供を行うこと。

三 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を行うこと。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務の委託)

第二十条 センターは、国土交通大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務（以下「債務保証業務」という。）のうち債務の保証の決定以外の業務の全部又は一部を金融機関その他の者に委託することができる。

2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

(債務保証業務規程)

第二十一条 センターは、債務保証業務に関する規程（以下「債務保証業務規程」という。）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 債務保証業務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。

3 国土交通大臣は、第一項の認可をした債務保証業務規程が債務保証業務の公正かつ適確な実施上不適当となったと認めるときは、その債務保証業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第二十二条 センターは、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく）、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 センターは、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度経過後三月以内に、国土交通大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第二十三条 センターは、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる業務ごとに経理を区分して整理しなければならない。

- 一 債務保証業務及びこれに附帯する業務
- 二 第十九条第二号及び第三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

(帳簿の備付け等)

第二十四条 センターは、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、センターは、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する書類で国土交通省令で定めるものを保存しなければならない。

(監督命令)

第二十五条 国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し、支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告、検査等)

第二十六条 国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し支援業務若しくは資産の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、センターの事務所に立ち入り、支援業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指定の取消し等)

第二十七条 国土交通大臣は、センターが次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

- 一 第十八条第二項又は第二十二条から第二十四条までの規定のいずれかに違反したとき。

- 二 第二十一条第一項の認可を受けた債務保証業務規程によらないで債務保証業務を行ったとき。
 - 三 第二十一条第三項又は第二十五条の規定による命令に違反したとき。
 - 四 第十七条各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。
 - 五 センター又はその役員が、支援業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。
 - 六 不正な手段により指定を受けたとき。
- 2 国土交通大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第七章 罰則

第二十八条 第七条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条又は第二十六条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 第二十四条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者
- 三 第二十四条第二項の規定に違反した者
- 四 第二十六条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 五 第二十六条第一項の規定による質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をした者

第三十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(平成7年政令第428号で平成7年12月25日から施行)
(機構の業務の特例に係る委託契約を締結する期限)
- 2 第十四条の規定により機構が委託に基づき行う業務は、当該委託に係る契約が平成二十七年十二月三十一日までに締結される場合に限り行うことができる。

附 則 (平成一七年十一月七日法律第一二〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(平成18年政令第7号で平成18年1月26日から施行)

(処分、手続等に関する経過措置)

第二条 この法律による改正前の建築物の耐震改修の促進に関する法律(次項において「旧法」という。)の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「新法」という。)の規定に相当の規定がある

ものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

- 2 新法第八条及び第九条の規定は、この法律の施行後に新法第八条第一項又は第九条第一項の規定により申請があった認定の手続について適用し、この法律の施行前に旧法第五条第一項又は第六条第一項の規定により申請があった認定の手続については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令

(平成七年十二月二十二日政令第四百二十九号)

最終改正：平成一八年一月二五日政令第八号

内閣は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第二条、第四条第一項から第三項まで及び第十条の規定に基づき、この政令を制定する。

(都道府県知事が所管行政庁となる建築物)

第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 法第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号に規定する延べ面積をいう。）が一万平方メートルを超える建築物

二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

(多数の者が利用する特定建築物の要件)

第二条 法第六条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設

二 診療所

三 映画館又は演芸場

四 公会堂

五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗

六 ホテル又は旅館

七 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎又は下宿

八 老人短期入所施設、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの

九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの

十 博物館、美術館又は図書館

- 十一 遊技場
 - 十二 公衆浴場
 - 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
 - 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
 - 十五 工場
 - 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの
 - 十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
 - 十八 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 2 法第六条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。
- 一 幼稚園又は保育所階数が二で、かつ、床面積の合計が五百平方メートルのもの
 - 二 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物（保育所を除く。）階数が二で、かつ、床面積の合計が千平方メートルのもの
 - 三 学校（幼稚園及び小学校等を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物階数が三で、かつ、床面積の合計が千平方メートルのもの
 - 四 体育館床面積の合計が千平方メートルのもの

（危険物の貯蔵場等の用途に供する特定建築物の要件）

第三条 法第六条第二号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

- 一 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第七項に規定する危険物（石油類を除く。）
 - 二 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類
 - 三 マッチ
 - 四 可燃性のガス（次号及び第六号に掲げるものを除く。）
 - 五 圧縮ガス
 - 六 液化ガス
 - 七 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二条第一項に規定する毒物又は同条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）
- 2 法第六条第二号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第六号及び第七号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。）とする。
- 一 火薬類次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量
 - イ 火薬十トン
 - ロ 爆薬五トン
 - ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管五十万個
 - ニ 銃用雷管五百万個
 - ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線五万個

- へ 導爆線又は導火線五百キロメートル
- ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火二トン
- チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量
- 二 消防法第二条第七項に規定する危険物危険物の規制に関する政令別表第三の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量
- 三 危険物の規制に関する政令別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類三十トン
- 四 危険物の規制に関する政令別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類二十立方メートル
- 五 マッチ三百マッチトン
- 六 可燃性のガス（次号及び第八号に掲げるものを除く。）二万立方メートル
- 七 圧縮ガス二十万立方メートル
- 八 液化ガス二千トン
- 九 毒物及び劇物取締法第二条第一項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。）二十トン
- 十 毒物及び劇物取締法第二条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）二百トン
- 3 前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の数量とする。

（多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある特定建築物の要件）

第四条 法第六条第三号の政令で定める建築物は、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次の各号に掲げる当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ当該各号に定める距離を加えたものを超える建築物とする。

- 一 十二メートル以下の場合六メートル
- 二 十二メートルを超える場合前面道路の幅員の二分の一に相当する距離

（所管行政庁による指示の対象となる特定建築物の要件）

第五条 法第七条第二項の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館

- 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
 - 九 博物館、美術館又は図書館
 - 十 遊技場
 - 十一 公衆浴場
 - 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
 - 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
 - 十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの
 - 十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
 - 十六 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
 - 十七 幼稚園又は小学校等
 - 十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの
 - 十九 法第七条第二項第三号に掲げる特定建築物
- 2 法第七条第二項の政令で定める規模は、次に掲げる特定建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。
- 一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる特定建築物（保育所を除く。）床面積の合計が二千平方メートルのもの
 - 二 幼稚園又は保育所床面積の合計が七百五十平方メートルのもの
 - 三 小学校等床面積の合計が千五百平方メートルのもの
 - 四 前項第十九号に掲げる特定建築物床面積の合計が五百平方メートルのもの

（報告及び立入検査）

- 第六条** 所管行政庁は、法第七条第四項の規定により、前条第一項の特定建築物で同条第二項に規定する規模以上のものの所有者に対し、当該特定建築物につき、当該特定建築物の設計及び施工に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。
- 2 所管行政庁は、法第七条第四項の規定により、その職員に、前条第一項の特定建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの、当該特定建築物の敷地又は当該特定建築物の工事現場に立ち入り、当該特定建築物並びに当該特定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（独立行政法人都市再生機構の業務の特例の対象となる建築物）

- 第七条** 法第十四条の政令で定める建築物は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条第三項第二号の住宅（共同住宅又は長屋に限る。）又は同項第四号の施設である建築物とする。

附 則 抄

（施行期日）

1 この政令は、法の施行の日（平成七年十二月二十五日）から施行する。

附 則 （平成一八年一月二五日政令第八号）

この政令は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年一月二十六日）から施行する。

○ 国土交通省告示第百八十四号

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第四条第一項の規定に基づき、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針を次のように策定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成十八年一月二十五日

国土交通大臣 北側 一雄

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

平成七年一月の阪神・淡路大震災では、地震により六千四百三十四人の尊い命が奪われた。

このうち地震による直接的な死者数は五千五百二人であり、さらにこの約九割の四千八百三十一人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。この教訓を踏まえて、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という）が制定された。

しかし近年、平成十六年十月の新潟県中越地震、平成十七年三月の福岡県西方沖地震など大地震が頻発しており、我が国において、大地震はいつでもどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。また、東海地震、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都圏直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されている。

建築物の耐震改修については、中央防災会議で決定された建築物の耐震化緊急対策方針（平成十七年九月）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題とされるとともに東海東南海・南海地震に関する地震防災戦略（同年三月）において、十年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させるという目標の達成のための最も重要な課題とされ、緊急かつ最優先に取り組むべきものとして位置づけられているところである。特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められている。

この告示は、このような認識の下に、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、基本的な方針を定めるものである。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

1 国、地方公共団体、所有者等の役割分担

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。国及び地方公共団体は、こうした所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくべきである。

2 公共建築物の耐震化の促進

公共建築物については、災害時には学校は避難場所等として活用され、病院では災害による負傷者の治療が、国及び地方公共団体の庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用される。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも公共建築物の耐震性確保が求められるとの認識のもと、強力に公共建築物の耐震化の促進に取り組むべきである。具体的には、国及び地方公共団体は、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震性に係るリストを作成及び公表するとともに、整備目標及び整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むべきである。

3 法に基づく指導等の実施

所管行政庁は、すべての特定建築物の所有者に対して、法第七条第一項の規定に基づく指導・助言を実施するよう努めるとともに、指導に従わない者に対しては同条第二項の規定に基づき必要な指示を行いその指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、特定建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物（別添の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（以下「別添の指針」という。）第一第一号及び第二号の規定により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いと判断された建築物をいう。）については速やかに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第十条第三項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第一項の規定に基づく勧告や同条第二項の規定に基づく命令を行うべきである。

また、法第八条第三項の計画の認定についても、所管行政庁による適切かつ速やかな認定が行われるよう、国は、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

さらに、建築物の倒壊による道路の閉塞対策として、都道府県は、法第五条第三項第一号の規定に基づき都道府県耐震改修促進計画において必要な道路を適切に定めるべきである。

4 所有者等の費用負担の軽減等

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。このため、地方公共団体は、所有者等に対する耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の整備や耐震改修促進税制の普及に努め、密集市街地や緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化を促進するなど、重点的な取組を行うことが望ましい。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、補助・交付金税の優遇措置等の制度に係る情報提供等を行うこととする。

また、法第十七条の規定に基づき指定された耐震改修支援センター（以下「センター」という。）が債務保証業務、情報提供業務等を行うこととしているが、国は、センターを指定した場合においては、センターの業務が適切に運用されるよう、センターに対して必要

な指導等を行うとともに、都道府県に対し、必要な情報提供等を行うこととする。

さらに、所有者等が耐震改修工事を行う際に仮住居の確保が必要となる場合については、地方公共団体が、公共賃貸住宅の空家の紹介等に努めることが望ましい。

5 相談体制の整備及び情報提供の充実

近年、悪質なリフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっている。特に、「どの事業者に頼めばよいか」、「工事費用は適正か」、「工事内容は適切か」、「改修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要がある。このため、全国の市町村は、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するよう努めるべきであり、国は、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。また、地方公共団体は、センター等と連携し、先進的な取組事例、耐震改修事例、一般的な工事費用、専門家・事業者情報、助成制度概要等について、情報提供の充実を図ることが望ましい。

6 専門家・事業者の育成及び技術開発

適切な耐震診断及び耐震改修が行われるためには、専門家・事業者が耐震診断及び耐震改修について必要な知識、技術等の更なる習得に努め、資質の向上を図ることが望ましい。国及び地方公共団体は、センター等の協力を得て、講習会や研修会の開催、受講者の登録・紹介制度の整備等に努めるものとする。

また、簡易な耐震改修工法の開発やコストダウン等が促進されるよう、国及び地方公共団体は、関係団体と連携を図り、耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を実施することとする。

7 地域における取組の推進

地方公共団体は、地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会等を単位とした地震防災対策への取組の推進、N P O との連携や地域における取組に対する支援、地域ごとに関係団体等からなる協議会の設置等を行うことが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

8 その他の地震時の安全対策

地方公共団体及び関係団体は、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス、天井等の落下防止対策についての改善指導や、地震時のエレベータ内の閉じ込め防止対策の実施に努めるべきであり、国は、地方公共団体及び関係団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

1 建築物の耐震化の現状

平成十五年の統計調査に基づき、我が国の住宅については総数約四千七百万戸のうち、約千百五十万戸（約二十五％）が耐震性が不十分と推計されている。この推計では、耐震性が不十分な住宅は、平成十年の約千四百万戸から五年間で約二百五十万戸減少している

が、大部分が建替えによるものであり、耐震改修によるものは五年間で約三十二万戸に過ぎないと推計されている。

また、法第六条第一号に掲げる学校、病院、劇場、百貨店、事務所、老人ホーム等であって、階数が三以上、かつ、延べ面積が千平方メートル以上の建築物（以下「多数の者が利用する建築物」という。）については、約三十六万棟のうち約九万棟（約二十五％）が耐震性が不十分と推計されている。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

東海、東南海・南海地震に関する地震防災戦略（中央防災会議決定）において、十年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させることが目標とされたことを踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、現状の約七十五％を、平成二十七年までに少なくとも九割にすることを目標とする。耐震化率を九割とするためには、今後、少なくとも住宅の耐震化は約六百五十万戸（うち耐震改修は約百万戸）、多数の者が利用する建築物の耐震化は約五万棟（うち耐震改修は約三万棟）とする必要があり、建替え促進を図るとともに、現在の耐震改修のペースを二倍ないし三倍にすることが必要となる。

また、建築物の耐震化のためには、耐震診断の実施の促進を図ることが必要であり、今後五年間で、十年後の耐震化率の目標達成のために必要な耐震改修の戸数又は棟数と同程度の耐震診断の実施が必要となると考えて、住宅については約百万戸、多数の者が利用する建築物については約三万棟の耐震診断の実施が必要であり、さらに、平成二十七年までに、少なくとも住宅については百五十万戸ないし二百万戸、多数の者が利用する建築物については約五万棟の耐震診断の実施を目標とすることとする。

特に、公共建築物については、各地方公共団体において、今後、できる限り用途ごとに目標が設定されるよう、国土交通省は、関係省庁と連携を図り、必要な助言、情報提供を行うこととする。

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

建築物の耐震診断及び耐震改修は、既存の建築物について、現行の耐震関係規定に適合しているかどうかを調査し、これに適合しない場合には、適合させるために必要な改修を行うことが基本である。しかしながら、既存の建築物については、耐震関係規定に適合していることを詳細に調査することや、適合しない部分を完全に適合させることが困難な場合がある。このような場合には、建築物の所有者等は、別添の指針に基づいて耐震診断を行い、その結果に基づいて必要な耐震改修を行うべきである。

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、地方公共団体は、過去に発生した地震の被害と対策、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（以下「地震防災マップ」という。）、建築物の耐震性能や免震等の技術情報、地域での取組の重要性等について、町内会等や各種メディアを活用して啓発及び知識の普及を図ることが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言及び情報提供等を行うこととする。

また、地方公共団体が適切な情報提供を行うことができるよう、地方公共団体とセンターとの間で必要な情報の共有及び連携が図られることが望ましい。

五 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

1 都道府県耐震改修促進計画の基本的な考え方

都道府県は、法第五条第一項の規定に基づく都道府県耐震改修促進計画（以下単に「都道府県耐震改修促進計画」という。）を、法施行後できるだけ速やかに策定すべきである。都道府県耐震改修促進計画の策定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県内の市町村の耐震化の目標や施策との整合を図るため、市町村と協議会を設置する等の取組を行うことが考えられる。

なお、都道府県は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、都道府県耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

都道府県耐震改修促進計画においては、二二の目標を踏まえ、各都道府県において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、都道府県は、定めた目標について、一定期間ごとに検証するべきである。

特に、学校、病院、庁舎等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。また、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、都道府県は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

3 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

都道府県耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第五条第三項第一号の規定に基づき定めるべき道路は、建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所に通ずる道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、平成二十七年度までに沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

また、同項第二号の規定に基づく特定優良賃貸住宅に関する事項は、法第十三条の特例の適用の考え方等について定めることが望ましい。

さらに、同項第三号の規定に基づく独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社（以下「機構等」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修改修の実施に関する事項は、

機構等が耐震診断及び耐震改修を行う地域、建築物の種類等について定めることが考えられる。なお、独立行政法人都市再生機構による耐震診断及び耐震改修の業務及び地域は、原則として都市再生に資するものに限定するとともに、地域における民間事業者による業務を補完して行うよう留意する。

4 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

都道府県耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、都道府県内のすべての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、町内会等との連携策についても定めることが考えられる。

5 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、法第七条第三項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第十条第一項の規定による勧告、同条第二項又は第三項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

6 市町村耐震改修促進計画の策定

平成十七年三月に中央防災会議において決定された地震防災戦略において、東海地震及び東南海・南海地震の被害を受けるおそれのある地方公共団体については地域目標を定めることが要請され、その他の地域においても減災目標を策定することが必要とされている。こうしたことを踏まえ、法第五条第七項において、基礎自治体である市町村においても耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとされたところであり、可能な限りすべての市町村において耐震改修促進計画が策定されることが望ましい。

市町村の耐震改修促進計画の内容については、この告示や都道府県耐震改修促進計画の内容を勘案しつつ、地域の状況を踏まえ、詳細な地震防災マップの作成及び公表、優先的に耐震化に着手すべき建築物や重点的に耐震化すべき区域の設定、地域住民等との連携による啓発活動等について、より地域固有の状況に配慮して作成することが望ましい。

附 則

- 1 この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十号）の施行の日（平成十八年一月二十六日）から施行する。
- 2 平成七年建設省告示第二千八十九号は、廃止する。

- 3 この告示の施行前に平成七年建設省告示第二千八十九号第一ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第一の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法については、この告示の別添第一ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第一の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法とみなす。